

横須賀市環境基本計画

(2011~2021)

中間見直し



横須賀市立浦賀中学校1年 長谷川 穂香さん
平成27年度 環境ポスターコンクール 横須賀市長賞
(学校名、学年は平成27年度)

横須賀市

はじめに

私たちは、三浦半島に広がるみどりと、三方を海に囲まれたこの横須賀の地で、先人たちの知恵と文化を受け継ぎ、多くの恵みを受け、暮らしてきました。

本市は、戦後の高度経済成長を経て、社会経済の発展や人口増加が進み、現在では三浦半島地域における産業や文化の拠点として成長を遂げました。

一方で、こうした都市化の進展は、環境への負荷を増大させ、大気汚染や水質汚濁などの環境問題が発生するとともに、みどりや親しみやすい水辺といった横須賀の原風景が失われることとなりました。

そのような状況を踏まえ、1998年(平成10年)に「横須賀市環境基本計画」を策定し、2011年(平成23年)には第二次計画となる「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」を策定して環境施策を推進してまいりました。

しかしながら、11年に及ぶ本計画がスタートしてから5年が経過する中で、東日本大震災が発生したことによるエネルギー政策の見直しや省エネ・節電意識の高まり、国の「気候変動の影響への適応計画」が策定されるなど、社会経済情勢や環境政策に変化が生じています。

こうした変化に対応するため、これまでの進捗状況の検証や、今後に向けた課題把握を基にした“計画の中間見直し”を行いました。

今回の中間見直しの実効性を高め、横須賀の環境を魅力あるあらたな原風景として、次世代を担う子どもたちへ着実に引き継ぐためには、市民、事業者、市が手を携えて取り組んでいくことが必要不可欠です。

市としても、水とみどりに親しめるまちの実現のために全力で計画の推進に努めてまいりますので、市民、事業者の皆さまの一層のご理解とご協力、そして市政へのご参画を心からお願い申し上げます。

最後に、本計画の中間見直しにあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました横須賀市環境審議会委員の皆さまをはじめ、関係者の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

2016年(平成28年) 3月

横須賀市長 吉田雄人

基 本 的 事 項

本計画の基本的な事項および基本用語を以下のとおり定義します。

●「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木や草花などの植物」「自然環境と一体となったさまざまなオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」など幅広いものを対象とします。

このように、本計画の対象がこれまでの「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく、「みどり」と呼称することとしました。

●「ゆたか」について

本計画において「ゆたか」という言葉には、「量として「みどり」や「水」などがたくさんある」という意味のほかに「質のよい「みどり」や「水」などがある」という意味を含めることとしています。このため、量としての多さについて連想されやすい「豊か」ではなく、「ゆたか」と使用することとしました。

● 基本用語「創造・創出・保全・再生（する）・活用（する）」について

創 造 : 環境全般として広くとらえた場合に「環境を創造する」と表現しています。

創 出 : 「みどり」や「水辺」など、「具体的な要素を新たにつくり出す」場合に「創出」と表現しています。また、創出の中には、再生および活用の要素を含みます。

保 全 : 「みどり」や「水辺」などを「現状を踏まえ適切な状態に保つ」場合に「保全」と表現しています。

再生(する) : 「みどり」や「水辺」などを「以前あった状態」や「望ましい状態」にする場合、「創出」に替えて「再生(する)」と表現しています。

活用(する) : 「保全・創出」された「みどり」や「水辺」などを「親しみや学びの場などとして役立てる」場合に「活用(する)」と表現しています。

● 本書における項目の番号について

本書は当初計画の補訂版であるため、当初計画を維持する部分は掲載していません。

また、項目番号は当初計画に合わせているため、当初計画を維持する部分の項目番号は欠番になっています。

当初計画における第2章から第4章までの項目と、内容の「維持」「見直し」の区分は下表のようになります。

第2章 施策の分野	
1 施策の分野と将来イメージの関係	維持※a
2 施策の分野と分野別計画の関係	
3 施策の分野と施策の項目の全体像	
4 施策の分野と施策の項目	見直し※b
第3章 リーディングプロジェクト	
1 リーディングプロジェクトの概要	維持
2 リーディングプロジェクトの内容 (1) よこすか里山の環境保全・再生プロジェクト (2) よこすか海辺環境保全・再生プロジェクト (3) 経済と環境の好循環プロジェクト	見直し
第4章 地域別計画	
1 地域別計画の概要	維持
2 地域別計画の内容 (1) 北地域 (2) 東地域 (3) 南地域 (4) 西地域	見直し

※a 維持：当初計画を維持し、本書には掲載しない（項目番号は欠番）

※b 見直し：本書において内容を部分的に改める

● 「指標」と「施策の方向」に付される記号について

本書に掲げる「指標」と「施策の方向」の見直しにおいて、以下の記号を文頭に付します。
記号がないものは当初計画からの継続となります。

改：変更するもの（当初計画の内容を達成し、数値の上乗せ等をしたものも含む）

新：新たに追加するもの

完：完了したもの



目 次

序 章	中間見直しの基本的な考え方	1
	1 中間見直しの背景と目的	2
	2 当初計画を維持する部分と見直す部分	3
	3 中間見直し後の計画期間	5
	4 「横須賀市環境基本計画(2011～2021)－中間見直し－」の構成	5
第2章	施策の分野	7
	4 施策の分野と施策の項目	8
	基本目標 1	8
	基本目標 2	19
	基本目標 3	24
	基本目標 4	29
	基本目標 5	31
第3章	リーディングプロジェクト	35
	2 リーディングプロジェクトの内容	37
	(1) よこすか里山的環境保全・再生プロジェクト	37
	(2) よこすか海辺環境保全・再生プロジェクト	40
	(3) 経済と環境の好循環プロジェクト	43
第4章	地域別計画	47
	2 地域別計画の内容	49
	(1) 北地域	49
	(2) 東地域	50
	(3) 南地域	51
	(4) 西地域	52
行動編		53
	1 環境にやさしい市民の行動・配慮指針	55
	2 環境にやさしい事業者の行動・配慮指針	62

資料編	71
3 環境基準等について	72
5 中間見直しの体制	78
6 中間見直しの経緯	80
7 諮問・答申	81
8 環境基本条例	83
9 用語集	87

序 章

中間見直しの基本的な考え方



馬堀小学校6年 樋田 健太さん
平成27年度 環境ポスターコンクール 特定非営利活動法人 湘南国際賞
(学校名、学年は平成27年度)

1 中間見直しの背景と目的

(1) 背景

「横須賀市環境基本計画(2011～2021) (以下、「本計画」という。)」は、2011年(平成23年)3月に策定されましたが、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災により、その後の温暖化対策やエネルギー対策など幅広い分野が大きな影響を受けました。世界的には、豪雨や干ばつなどの極端な気象現象の頻発や、地球温暖化の影響と考えられる農業や畜産業の被害なども生じているとされています。

2012年(平成24年)4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、「目指すべき持続可能な社会の姿」を「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』『循環』『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」としています。「持続可能な社会の構築」が環境基本法および環境基本計画の基本的な理念であり、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を基盤に、環境行政の原点としての「安全が確保される社会」を築くことが改めて求められています。

さらに、広く世界の環境行政に影響をもたらした1992年(平成4年)の「国連環境開発会議(地球サミット)」における「環境と開発に関するリオ宣言」とそれを実現するための行動計画「アジェンダ21」の採択から20年を経過し、2012年(平成24年)6月に「国連持続可能な開発会議リオ+20」(ブラジル)が開催されました。ここでは、経済・社会のあり方を抜本的に見直す「グリーン経済」への移行、「持続可能な開発」のための新たな枠組みづくり(制度の強化)、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成への合意がなされ、持続可能な都市については、3R(Reduce, Reuse, Recycle)、防災、資源効率性など経済、社会、環境の面で価値を有する都市づくりの重要性が合意されました。

(2) 目的

以上のような背景とともに、国の「適応計画」策定に向けた取り組みや、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正(2011年(平成23年)6月)などに加え、本計画と関連の深い「横須賀市みどりの基本計画」の目標年度2015年度(平成27年度)が本計画の中間年にあたります。

これらを受け、社会経済情勢や環境政策の変化に対応するために、本計画の進捗状況を踏まえて、中間見直しを行うものです。

2 当初計画を維持する部分と見直す部分

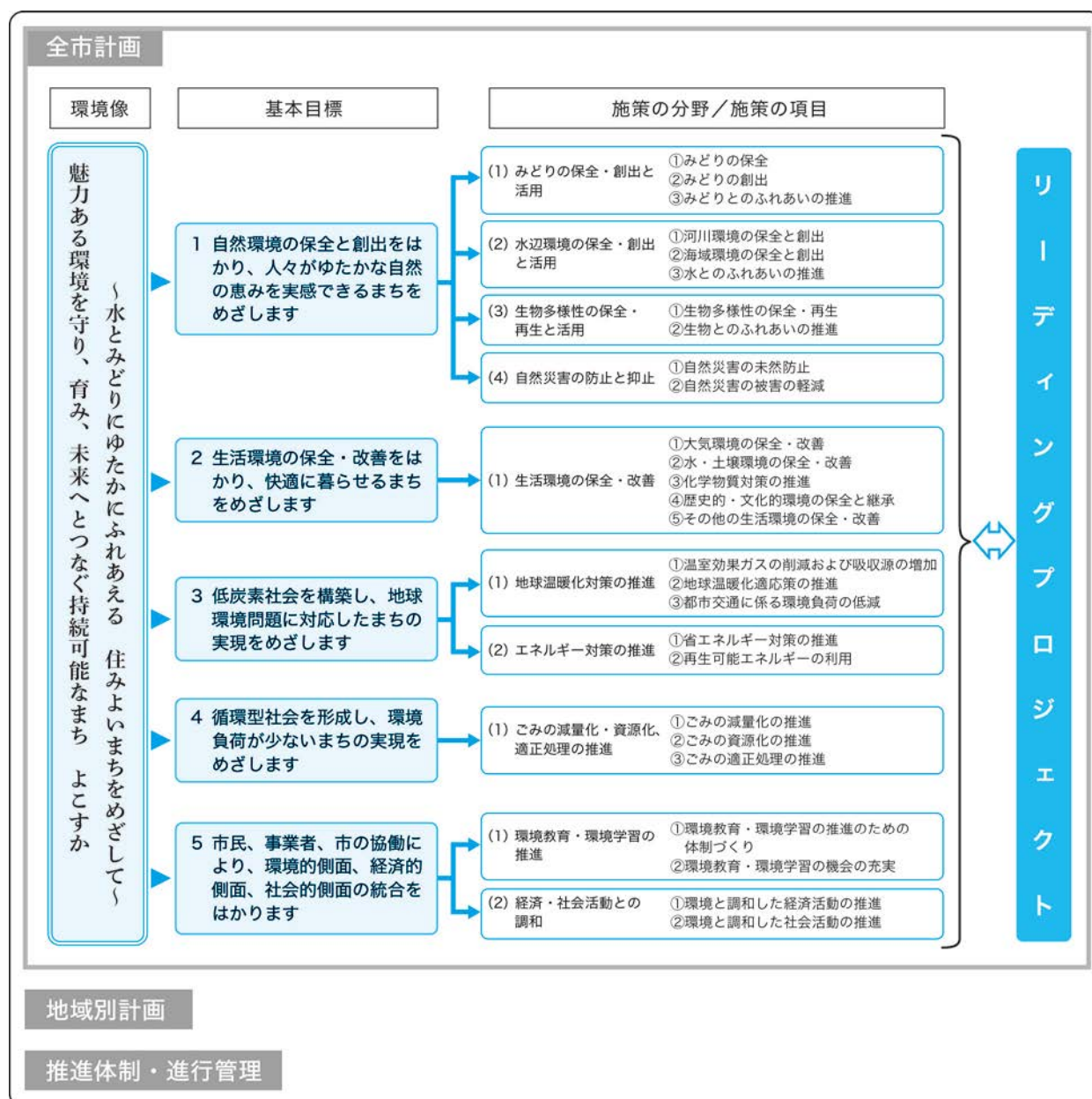
中間年の見直しであることから、「環境像」や「基本目標」などは計画の骨格として維持し、新たな対応が求められる事項など、部分的な見直しを行います。

当初計画を維持する部分と見直す部分について、次の表のとおり整理します。

表 当初計画を維持する部分と見直す部分

	維持する部分	見直す部分
第1章 計画の基本的な考え方		
	・すべて	—
第2章 施策の分野		
	・「基本目標」、「施策の分野」、 「施策の目標」、「施策の項目」	・「指標」、「施策の方向」
第3章 リーディングプロジェクト		
	・3つのプロジェクトの構成	・プロジェクトの今後の取り組み
第4章 地域別計画		
	・4つの地域区分（北・東・南・西）	・各地域で重点的に取り組む「施策の方向」
第5章 推進体制・進行管理		
	・すべて	—
行動編（新設）		
	—	・市民および事業者の環境配慮指針を追加 「環境にやさしい市民の行動・配慮指針」 「環境にやさしい事業者の行動・配慮指針」
資料編		
	・「基本目標」と「施策の分野」の関係 ・重点施策一覧表 ・生物多様性関連資料	・環境基準等について ・中間見直しの体制 ・中間見直しの経緯 ・諮問・答申 ・環境基本条例 ・用語集

図 環境基本計画の体系



今回の中間見直しでは、計画の骨格として体系図の構成を維持し、「施策の分野」ごとに掲げる「施策の目標」の達成の目安として設定した「指標」と、「施策の項目」ごとに掲げる具体的な取り組みである「施策の方向」を見直しています。

3 中間見直し後の計画期間

中間見直し後の計画期間は、2016年度(平成28年度)から2021年度(平成33年度)までとします。

※ 計画の終期に変更はありません。

4 「横須賀市環境基本計画(2011～2021)－中間見直し－」の構成

「第1章 計画の基本的な考え方」および「第5章 推進体制・進行管理」については、当初計画の内容をそのまま適用します。

このため、「横須賀市環境基本計画(2011～2021)－中間見直し－」では、見直しが必要な「第2章 施策の分野」、「第3章 リーディングプロジェクト」、「第4章 地域別計画」、「資料編」および新設する「行動編」を掲載し、当初計画の章番号を踏襲した構成とします。

当初計画の構成		中間見直しの構成
		序 章 中間見直しの基本的な考え方
第1章 計画の基本的な考え方		
第2章 施策の分野	→	第2章 施策の分野
第3章 リーディングプロジェクト	→	第3章 リーディングプロジェクト
第4章 地域別計画	→	第4章 地域別計画
第5章 推進体制・進行管理		
		行動編（新設）
資料編	→	資料編

計画でめざすよこすかの将来イメージ

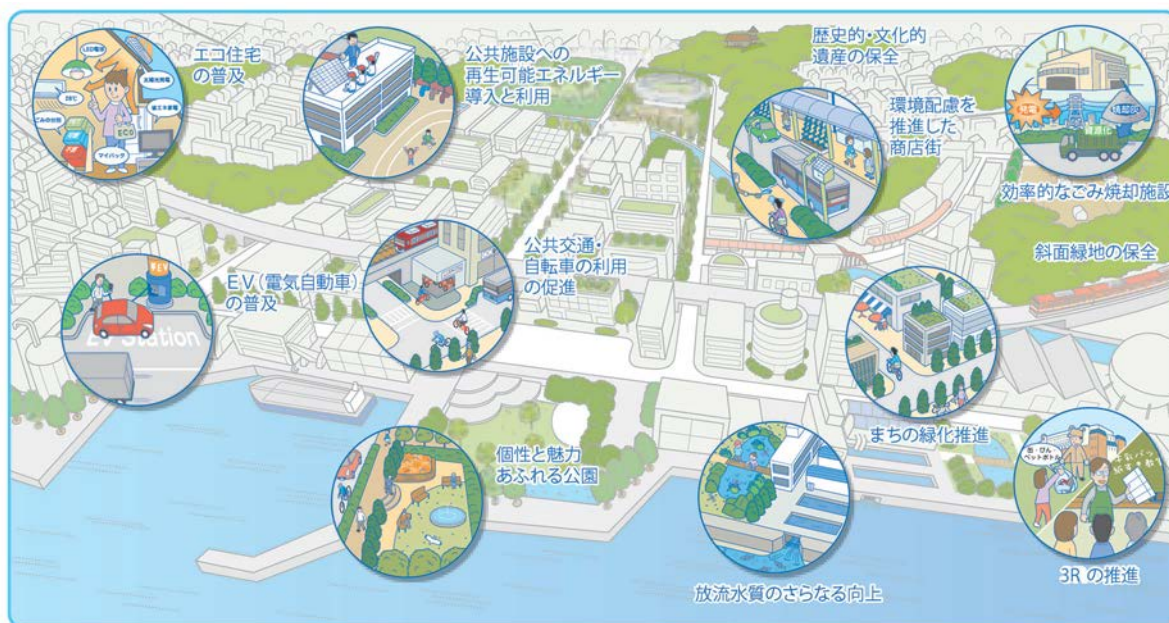
将来、どのような「自然環境」を保全・創出していきたいのか、どのような「生活環境」を実現していきたいのかを表しており、環境像を具体化したものとして位置付けています。

この将来イメージに近づけるように、これまでの進捗状況を検証し、施策の拡充・追加などの見直しを行いました。

よこすかの自然環境の将来イメージ



よこすかの生活環境（暮らし）の将来イメージ

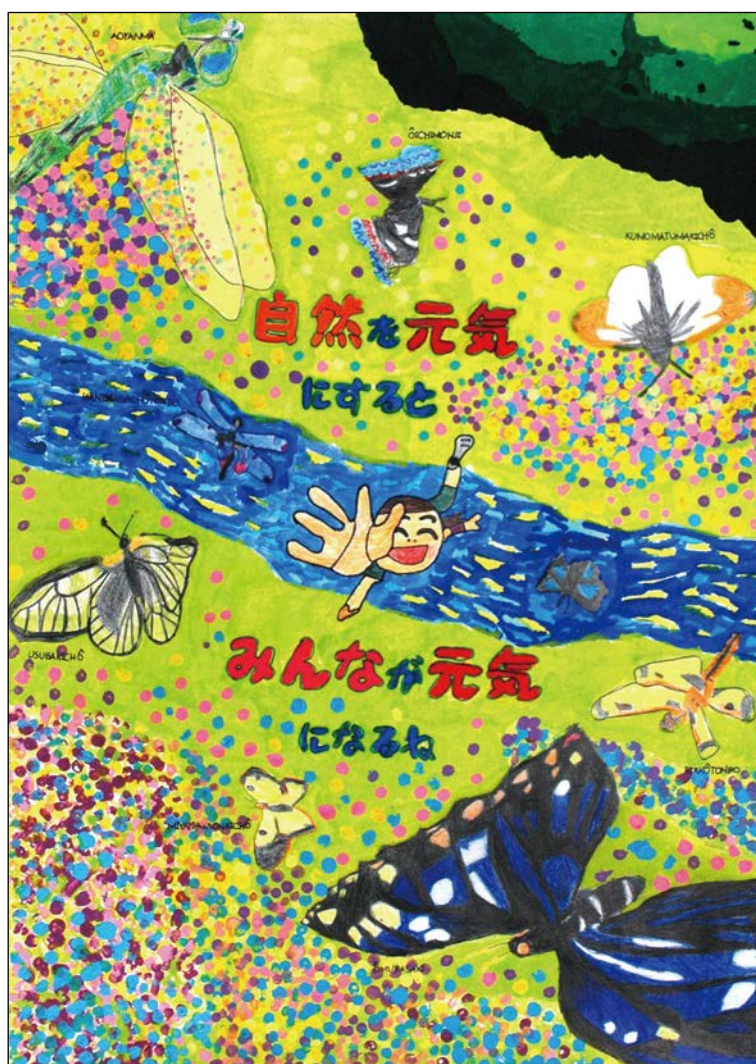


※将来イメージは当初計画と同じものです



第2章

施策の分野



横須賀市立田浦小学校4年 中丸 結咲さん
平成27年度 環境ポスターコンクール 湘南衣笠ゴルフ賞
(学校名、学年は平成27年度)

4 施策の分野と施策の項目

基本目標 1

**「自然環境の保全と創出をはかり、
人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします」**

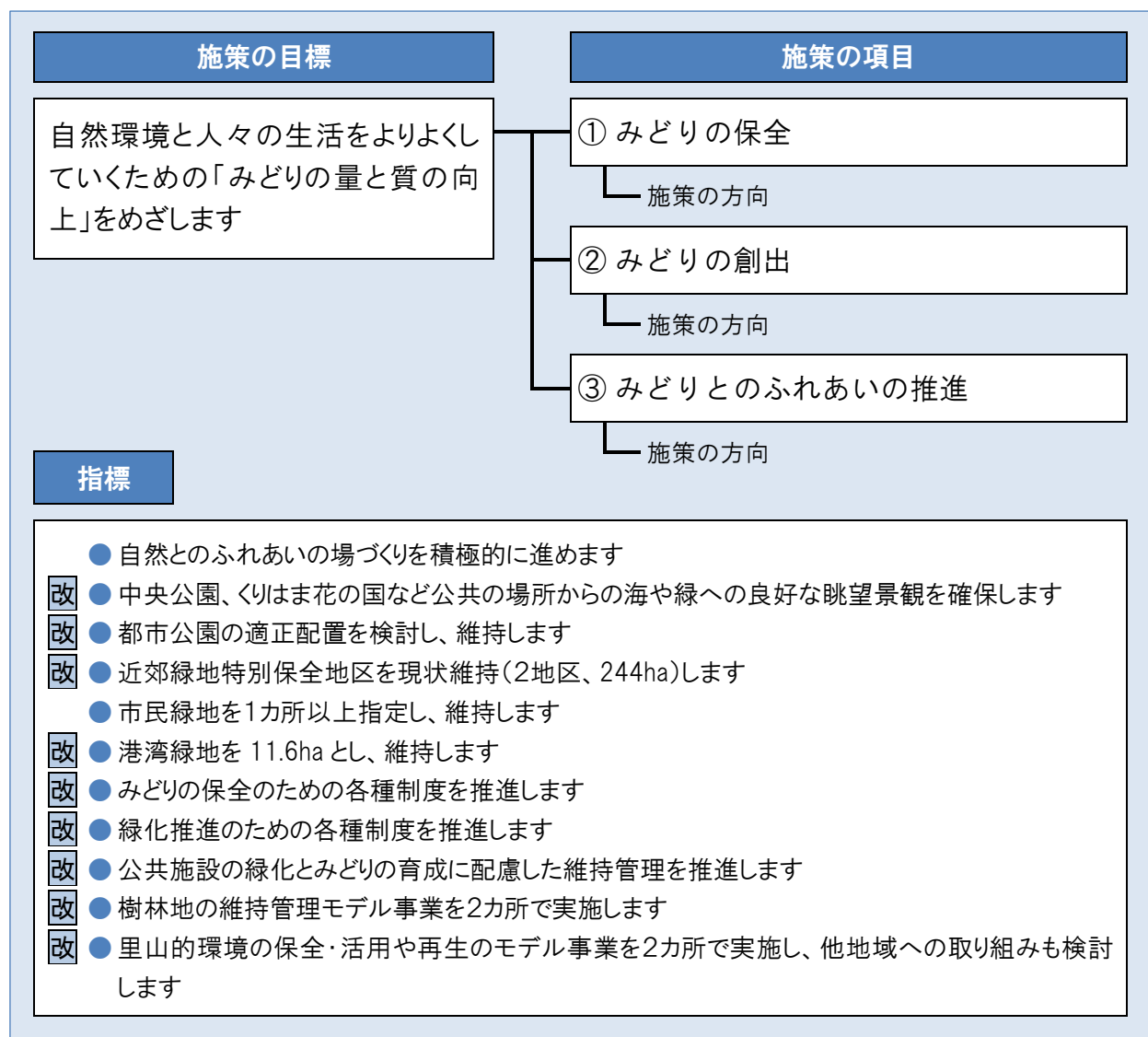
(1) みどりの保全・創出と活用

■ 施策の目標・指標と施策体系

本市のかけがえのないみどりを次の世代へ引き継ぎ残していくためには、地域社会の中で、みどりを守り、つくり、再生し、育み、そしてふれあいの場として活用していくことが求められています。

こうしたみどりの保全と創出、活用を推進するため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として、①みどりの保全、②みどりの創出、③みどりとのふれあいの推進を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「横須賀市みどりの基本計画」と一体となって取り組みを展開し、目標の達成を目指します。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① みどりの保全

ア. 丘陵のみどりや自然環境のみどりを守るための制度などを検討し運用を図るとともに、地域制緑地の新規指定および既指定地区における適切な指導・誘導を推進していきます。

改 イ. 近郊緑地特別保全地区において、既指定地の適正な保全を図ります。

ウ. 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。

エ. 緑地保全のための基金の充実とともに、新たな財源確保策についても検討します。

オ. 神奈川県「自然保護奨励金交付制度」の積極的運用を図ります。

完 カ. 斜面緑地の景観など多面的機能を踏まえ、保全・維持・管理のあり方について総合的に検討します。

キ. 市街化区域内の生産緑地地区を適切に保全します。

ク. みどりの「量」を把握するために「緑被率」の調査を実施し、その結果を活用します。

ケ. 市街化区域の開発事業地には、地区計画の導入や緑地協定を締結するなど緑地の保全を図ります。

コ. 農業振興地域内にある農用地の確保を図るとともに、農業振興地域整備計画を推進していきます。

サ. 河川流域・集水域にある樹林地を適正に保全します。

シ. 樹林地の維持管理に関する体験型のモデル事業を実施し、樹林地の保全などについて学ぶ機会を創出します。

ス. 首都圏を代表する三浦半島に残された良好でまとまりのある自然環境を保全・活用するため、三浦半島国営公園の誘致活動を推進します。

② みどりの創出

- ア. 道路整備に伴う緑化など環境に配慮したみどりゆたかな道路空間の整備を進めます。
- イ. 公共施設における緑化を推進するために、指針などにに基づき積極的な緑化を推進していきます。
- ウ. 市街化区域の開発事業地には、地区計画の導入や緑地協定を締結するなど緑化の推進を図ります。
- エ. 民有地における緑化を推進するための制度などを検討し、運用を図ることで市民・事業者などの緑化を支援していきます。
- オ. ゆたかな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。
- カ. 家庭で不要になった樹木を希望者に配布するグリーンバンク事業の活用を市民に呼びかけ、樹木の有効利用を積極的に推進します。
- キ. 規模に応じた工場敷地内の緑化を推奨するとともに、今後整備される一定規模以上の工場については、工場敷地内の緑化面積の確保を目指します。
- 改** ク. 市民参加の花の育成を推進し、暮らしに花のある空間づくりを進めます。
- ケ. 新市街地や緑化の向上が望まれる既成市街地では、みどりの創出を積極的に進めます。
- 完** コ. スポーツを通じた交流拠点となる公園を整備します。
- 改** サ. 都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度の導入を検討します。
- 改** シ. 緑化重点地区を指定することにより、市街地の建築物敷地内における緑化を推進します。
- ス. (再掲)みどりの「量」を把握するために「緑被率」の調査を実施し、その結果を活用します。
- セ. 谷戸地域のみどりの再生に関する検討を進めます。

③ みどりとのふれあいの推進

- ア. 農業体験学習を実施するとともに、市民農園などを通じて、土とふれあう機会を増やします。
- イ. 海やみどりへの良好な眺望を確保するため、景観計画や景観条例の制度を活用し、建築行為などに対する景観誘導を図ります。
- ウ. 環境保全に関する指導者の育成や自然保護団体の育成を図ります。
- エ. 里山的環境を保全・再生するための仕組みづくりを検討し、運用を図ることで、市民がみどりとふれあう機会を創出します。
- オ. 市民に親しまれている樹木や、景観上重要な樹木を指定し、保全を図ります。
- カ. (再掲)ゆたかな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。

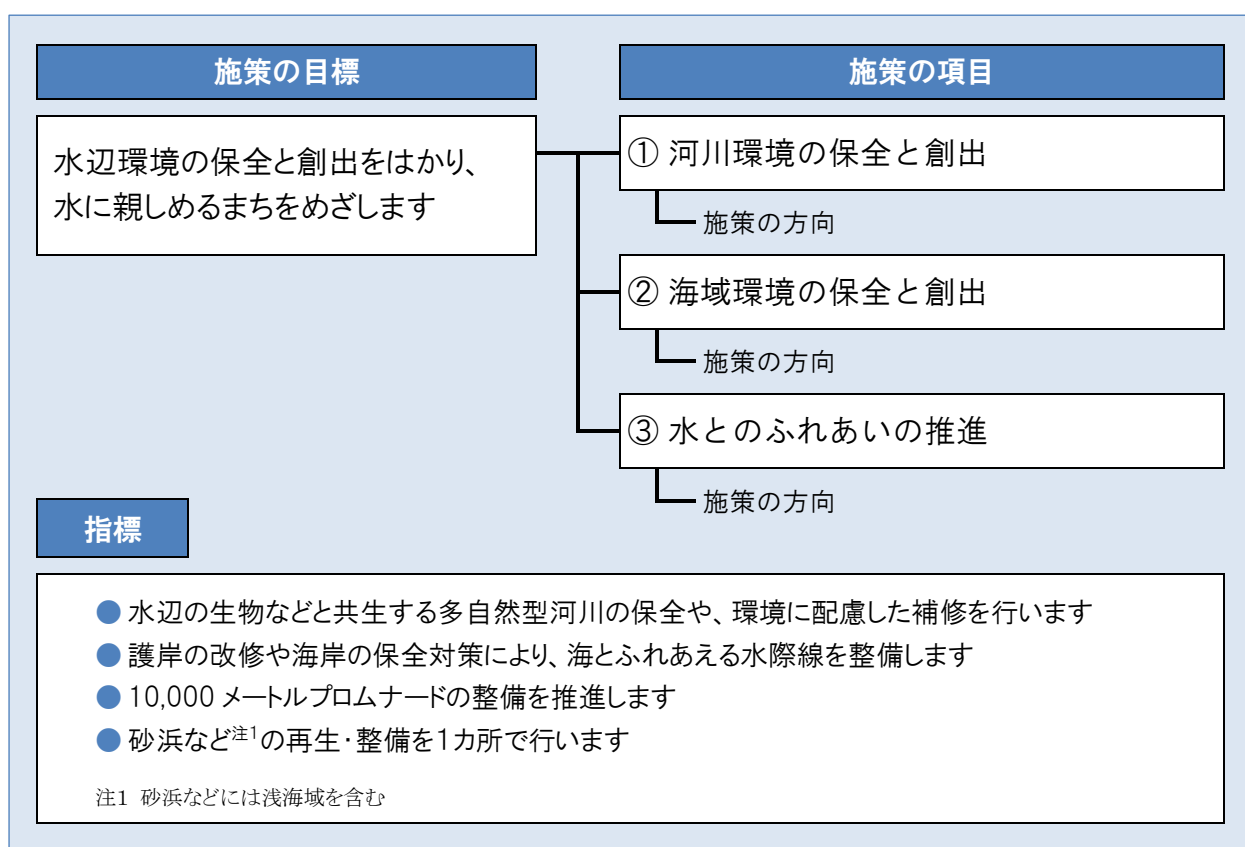
(2) 水辺環境の保全・創出と活用

■ 施策の目標・指標と施策体系

本市の水辺をみどりとともに次の世代へ引き継ぎ残していくためには、流域単位で水辺空間を捉え、水循環の健全化を目指すとともに、水辺の生き物と共生する水辺空間の保全と再生が求められます。また、現在も多くの方が本市の水辺を利活用しており、環境改善ニーズも高いことから、更なる水質の向上とふれあい空間の創出を進める必要があります。

こうした水辺環境の保全と創出を進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として、①河川環境の保全と創出、②海域環境の保全と創出、③水とのふれあいの推進を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。

なお、港湾区域において具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画（下位計画）である「横須賀港港湾環境計画」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① 河川環境の保全と創出

ア. 治水機能の向上とともに、自然景観や周辺環境、生態系に配慮した河川環境の保全を推進します。

イ. 河川環境の維持管理などを進めるため、市民、事業者、市の協働による河川の美化活動を積極的に展開します。

改 ウ. 有用微生物群（EM）を活用し、河川環境の保全に努めます。

② 海域環境の保全と創出

ア. 横須賀の特色のひとつである海岸景観を考慮しつつ、海岸の侵食対策および砂浜などの再生を行います。

イ. 市民、事業者、市の協働による、海域環境の美化を推進します。

改 ウ. 自然海岸などの保全に努め、沿岸植物や海岸動物などが生息する生態系を保持します。

エ. 横須賀の特色のひとつである海岸・海域環境を、地域住民の意向をくみ取りながら、適切に保全します。

オ. 海水浴場の水質検査を実施します。

カ. (再掲)海やみどりへの良好な眺望を確保するため、景観計画や景観条例の制度を活用し、建築行為などに対する景観誘導を図ります。

キ. 河川や沿岸から排出される汚濁負荷量の低減に努めるとともに、しばしば赤潮の発生が見られる東京湾の水質改善に努めます。

③ 水とのふれあいの推進

ア. 水辺環境に関する調査・研究、普及啓発、人材育成機能などの向上を図ります。

イ. 海とみどりが調和した潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地などを整備します。

ウ. 港湾海岸の高潮対策事業の推進および老朽化した護岸の改修を実施します。

エ. 自然とのふれあいを通じた人々の交流を促すため、海とみどりを生かした10,000メートルプロムナードの整備・活用を推進します。

オ. 市民の暮らしにやすらぎと潤いを提供するため、横須賀独自の自然、歴史、文化と調和した海辺の環境形成を目指します。

カ. 河川や海辺などの親水施設の充実を図ります。

キ. ため池の維持管理は、自然環境に配慮して行います。

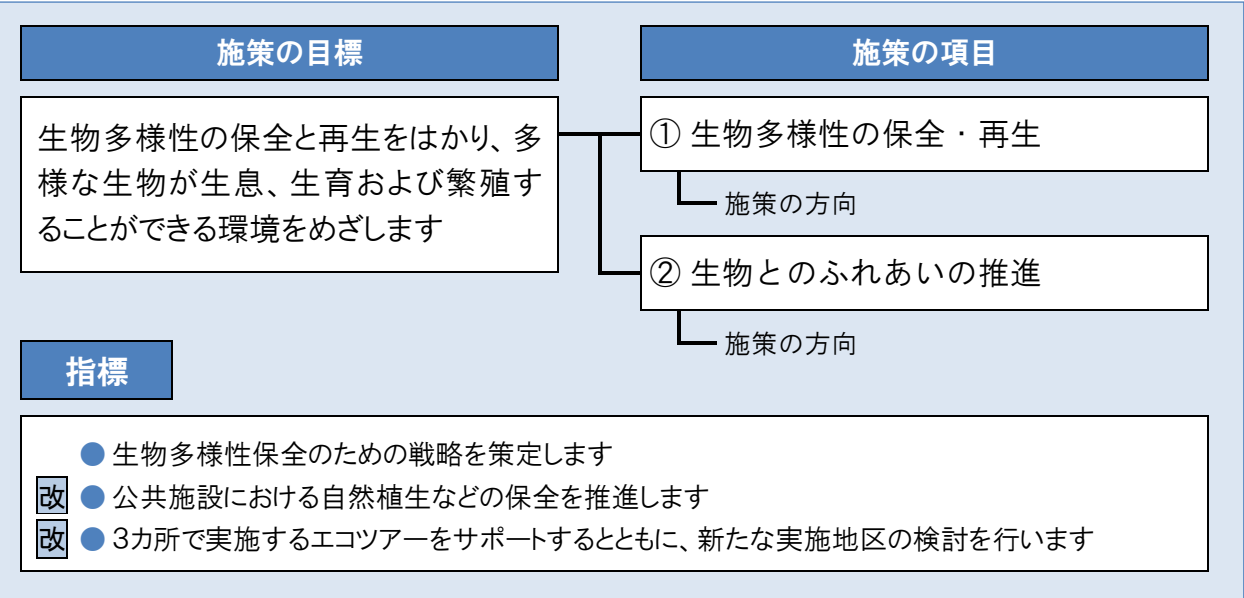
ク. 水質・土壌などに係る有害物質などの調査を定期的実施するとともに、生物相調査などを行い、市域の水環境特性の把握に努め、調査結果の公表を行います。

(3) 生物多様性の保全・再生と活用

■ 施策の目標・指標と施策体系

本市においては、第一段階として市内の生物多様性の状況を把握し、市民への普及啓発を進めるとともに、私たちのライフスタイルの転換も含めた生物多様性を守るための保全・再生の取り組みと、持続可能な活用を進めていくことが必要です。

こうした生物多様性の保全・再生と活用を進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として、「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として①生物多様性の保全・再生、②生物とのふれあいの推進を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① 生物多様性の保全・再生

ア. 動植物などの調査・研究を進め、生物多様性の保全・再生施策への活用を図ります。

イ. 市民、事業者、市の協働による、生物多様性の保全・再生に適した、すぐれた自然環境の保全に努めます。

改 ウ. 生態系に被害を及ぼす特定外来生物等の排除を目指します。

改 エ. 生物多様性の保全の観点から、地域の貴重な自然環境の保全を推進します。

オ. 生物多様性保全・再生の基本的指針となる戦略を策定します。

② 生物とのふれあいの推進

ア. 生物の生息状況などに係る調査を実施し、環境教育・環境学習や自然観察会などへの活用を図ります。

イ. (再掲)河川や海辺などの親水施設の充実を図ります。

ウ. (再掲)ため池の維持管理は、自然環境に配慮して行います。

エ. 生物多様性保全と、市民のふれあいの機会の創出・活用の両立を進めるため、里山的環境の保全・再生やエコツーリズムの取り組みを推進します。



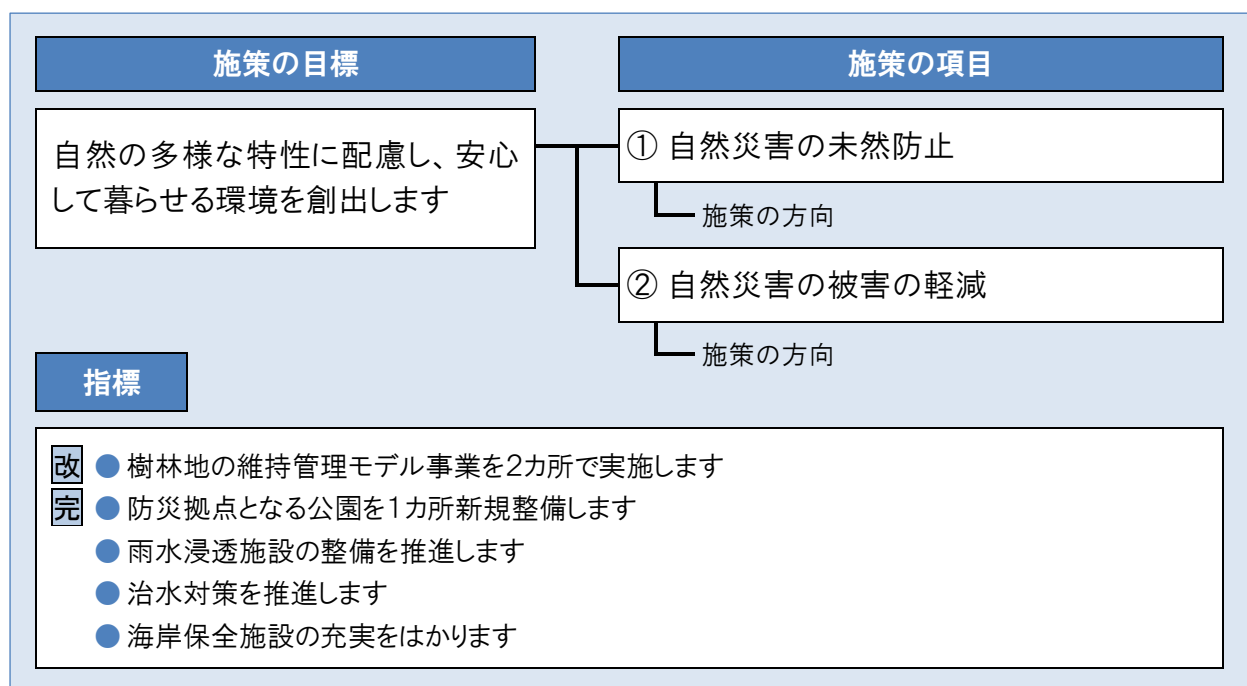
タイワンリス（特定外来生物）

(4) 自然災害の防止と抑止

■ 施策の目標・指標と施策体系

みどりと水に育まれた本市において、市民生活に直結した自然災害への対応は、自然災害が発生した際の対応だけでなく、災害を未然に防止するための施設整備といったハード対策、市民への情報提供の強化といったソフト対策の双方から着実に進めていくことが求められています。

こうした自然災害への対応を進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として①自然災害の未然防止、②自然災害の被害の軽減を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① 自然災害の未然防止

ア. 既成宅地におけるがけ崩れや地すべりを防止するため、防災工事を助成します。

イ. 急傾斜地崩壊対策を進めます。

ウ. 日頃からそれぞれの立場で自然災害に対する備えができるよう、市民・事業者に対して、自然災害の未然防止に関する情報の提供を行います。

改 エ. 自然災害の未然防止につながる谷戸地域の住環境整備に向けた施策を推進します。

オ. 浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及・指導に努めます。

カ. (再掲) 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。

キ. 高潮、波浪などによる被害防止のため、護岸などの整備による越波や浸水の防止を図ります。

② 自然災害の被害の軽減

ア. 活断層に起因する地震や、活断層の動きに影響のある大規模地震の発生に対応するための活断層上やその周辺における建築物の安全性の確保を検討します。

イ. 土地の高度利用を行う際は、オープンスペースの拡充を推進します。

完 ウ. 災害時の避難、救護活動などに役立つような公園を整備します。

新 エ. E V（電気自動車）の蓄電機能を活用し、二次災害の減災体制の構築を検討します。

新 オ. 集中豪雨などによる浸水被害および土砂災害被害を軽減するため、ハザードマップを作成・公表します。



佐原2丁目公園の整備
2013年(平成25年)4月供用開始

基本目標2

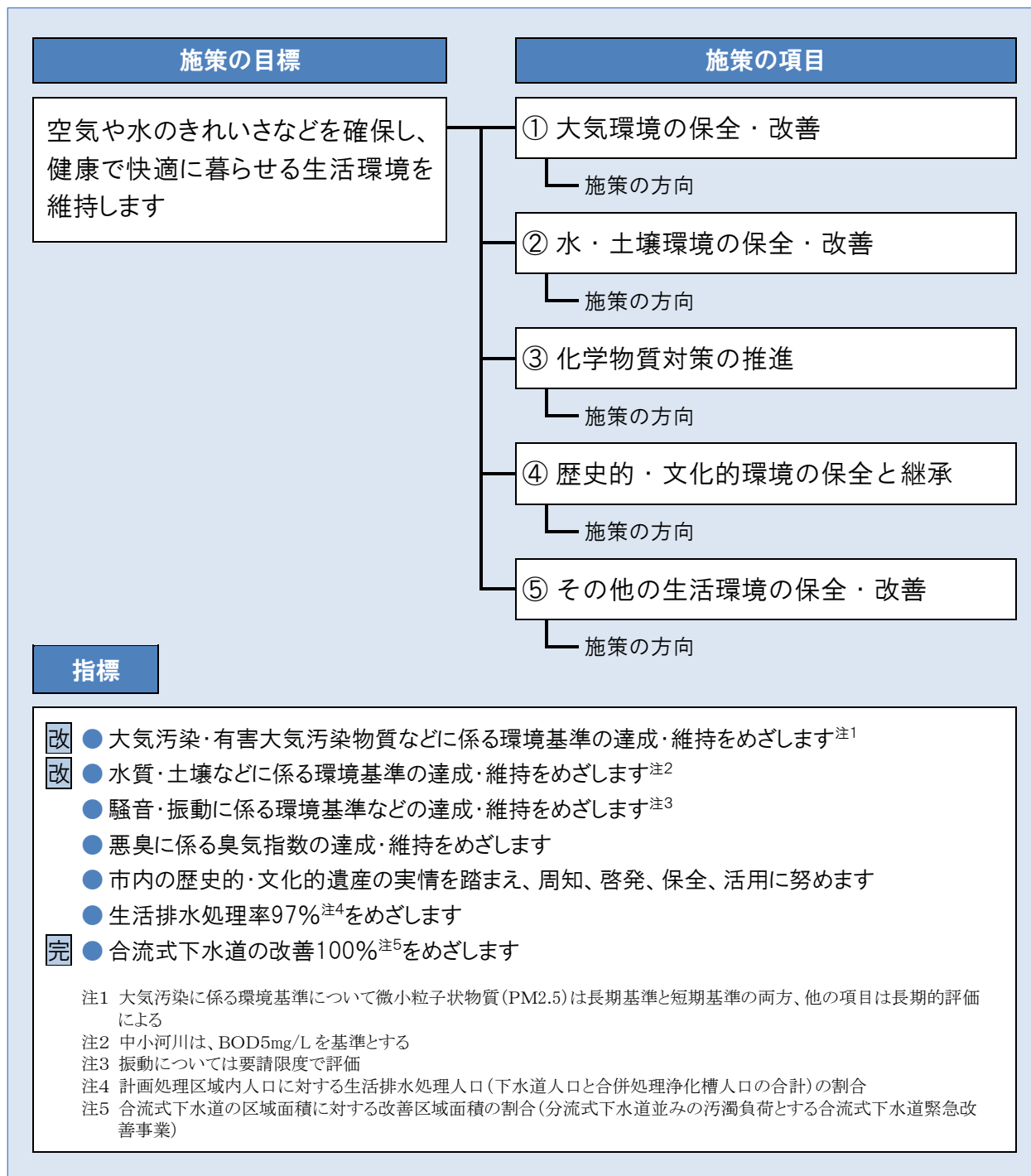
「生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします」

(1) 生活環境の保全・改善

■ 施策の目標・指標と施策体系

環境保全対策の推進や歴史的・文化的環境の保全などのため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として①大気環境の保全・改善、②水・土壌環境の保全・改善、③化学物質対策の推進、④歴史的・文化的環境の保全と継承、⑤その他の生活環境の保全・改善を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。

なお、特に水環境の保全にあたっては、本計画の分野別計画として位置付けた「生活排水処理基本計画」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① 大気環境の保全・改善

ア. 市自らが率先して、自動車使用の自粛や低公害車の導入などを図ります。

イ. 有害大気汚染物質などの汚染状況を把握するための調査を行います。

ウ. 工場・事業場に対して、立ち入り検査などによる排出基準の遵守の徹底と大気汚染防止の指導を行います。

改 エ. 冬季における大気汚染物質などの低減に向けた取り組みを進めます。

オ. 一般環境大気測定および自動車排出ガス測定により、地域の実情に応じた監視網を形成し、監視結果の公表を行います。

改 カ. マイカー利用の抑制や、エコドライブの周知など、市民や事業者に対する啓発を推進します。

② 水・土壌環境の保全・改善

ア. 工場・事業場に対して定期的に排水調査を行い、排水基準の遵守と水質汚濁防止の指導を行います。

イ. 下水道整備を進めるとともに、各家庭の下水道への接続を推進します。

完 ウ. 現在ある合流式下水道の雨天時放流負荷量を、汚水専用管敷設、雨水滞水池の設置などにより削減します。

エ. 下水の高度処理施設の導入の検討を行います。

オ. (再掲) 水質・土壌などに係る有害物質などの調査を定期的を実施するとともに、生物相調査などを行い、市域の水環境特性の把握に努め、調査結果の公表を行います。

カ. (再掲) 河川や沿岸から排出される汚濁負荷量の低減に努めるとともに、しばしば赤潮の発生が見られる東京湾の水質改善に努めます。

改 キ. 有害物質の使用状況調査、土壌調査などの指導を行います。また、土壌汚染対策法に基づく指定区域の監視・指導を行います。

ク. 農薬・化学肥料の使用量や使用法に配慮した環境にやさしい農業を推進します。

改 ケ. (再掲) 有用微生物群（EM）を活用し、河川環境の保全に努めます。

コ. (再掲) 海水浴場の水質検査を実施します。

改 サ. 下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽への転換を啓発、指導していきます。

③ 化学物質対策の推進

- ア. 産業廃棄物焼却施設などの設置者に対して、排出基準や維持管理基準の遵守の徹底を指導し、ダイオキシン類対策を推進します。
- イ. 市のごみ処理施設について、ダイオキシン類の削減などに対処した施設整備・管理の適正化を図ります。
- ウ. 食の安全の観点から、魚介類中の有害化学物質調査を行います。
- エ. 有害化学物質などに関する大気・水質などの調査を実施し、情報の公開など、リスクコミュニケーションに努めます。

④ 歴史的・文化的環境の保全と継承

- ア. 近代化遺産の保全と活用を図ります。
- イ. 横須賀の歴史・文化・自然に関する貴重かつ重要な文化的遺産を未来へ継承していくため、保全と活用を推進します。
- ウ. 埋蔵文化財の保護・保存のために、その所在・範囲に関する資料を作成し、市民および開発事業者などへの周知を推進します。また、展示会や報告書の刊行により、発掘調査記録の公開に努めます。
- エ. 地域の歴史を掘り起こすとともに、特色ある郷土の歴史を理解し、市民の誇りとして将来に向けて継承していきます。
- 改** オ. 先人から受け継いだ文化財を将来へと引き継ぎ、市民の文化の向上に役立つよう、史跡地の保護・整備や文化財の調査を推進します。また、文化財の保全修理事業や管理に対する補助を行い、文化財の総合的な保存施策を推進します。
- カ. 地域のシンボルとして、史跡や歴史的街並みや原風景を保存し、地域住民の郷土意識を高め、生活環境の質的向上や地域活性化を図ります。

⑤ その他の生活環境の保全・改善

- ア. 道路騒音・振動などについて調査し、道路および沿道状況の把握に努めます。
- イ. 特定建設作業の実施者および工場などに対して騒音・振動規制基準の遵守などについて指導します。
- ウ. 深夜営業飲食店などへパトロールを実施し、営業騒音の防止に努めます。
- エ. 工場などの悪臭に関する調査を実施し、規制指導を適正に実施します。
- 改** オ. 空き地および空き家の適正管理について、広報紙により啓発を行うとともに、必要に応じて雑草繁茂状況の調査および刈り取り指導等を実施します。
- カ. 光害について、適正な照明環境への配慮を行うよう、周知啓発を行います。
- 改** キ. 環境アセスメントおよび公有水面埋立に係る法令などにに基づき、環境影響評価に関する事務を的確に実施します。
- 完** ク. 酸性雨のモニタリング調査を継続実施し、酸性雨の実態を把握します。



道路騒音・振動調査

基本目標 3

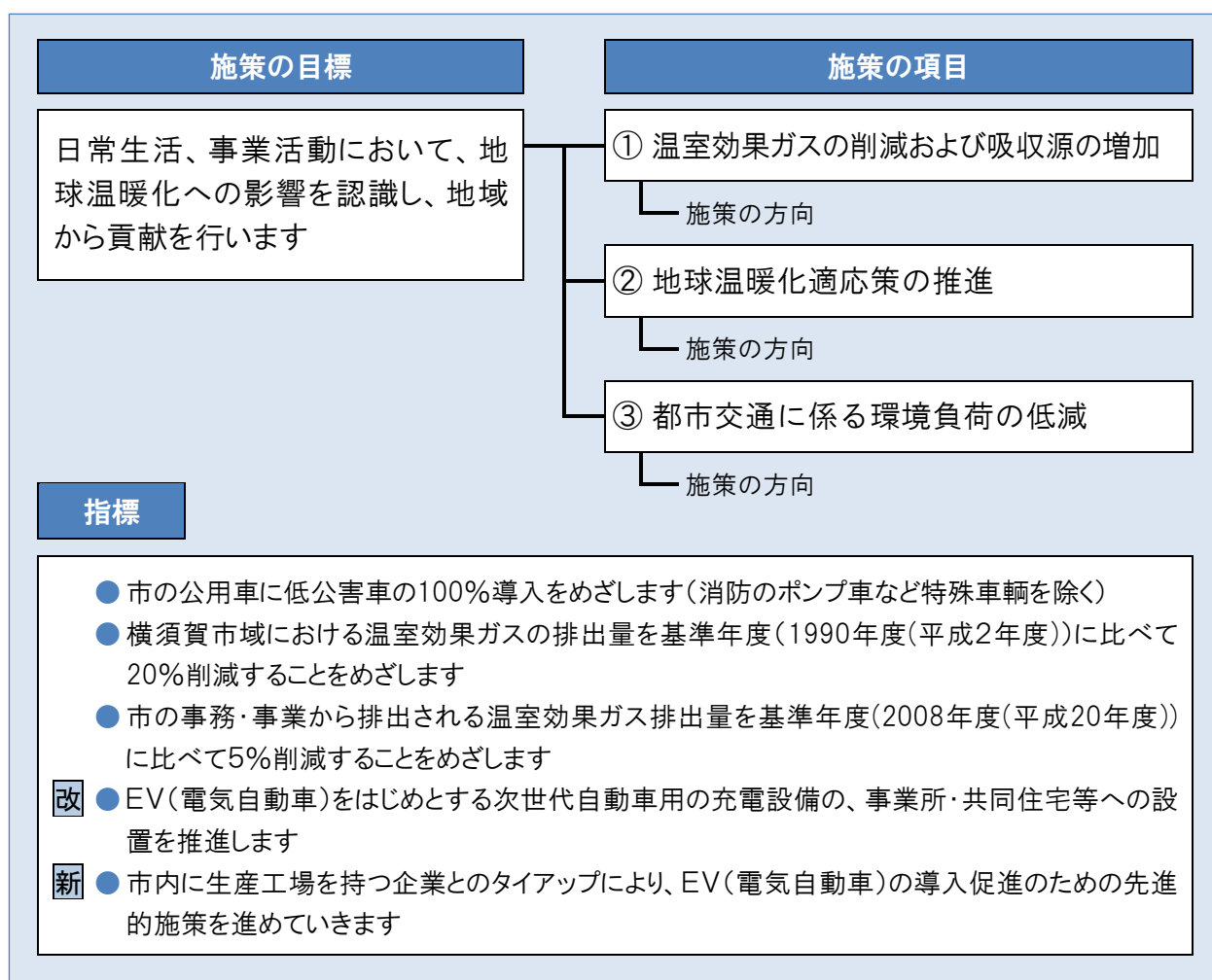
「低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします」

(1) 地球温暖化対策の推進

■ 施策の目標・指標と施策体系

地球温暖化対策の総合的取り組みを進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として①温室効果ガスの削減および吸収源の増加、②地球温暖化適応策の推進、③都市交通に係る環境負荷の低減を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① 温室効果ガスの削減および吸収源の増加

- ア. 「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」に基づく取り組みを実施し、計画の推進に努めます。
- イ. Y E S（横須賀市環境マネジメントシステム）の運用・管理により、市役所全体での環境配慮の取り組みを推進するとともに、環境施策の効果的な実施に努めます。
- ウ. (再掲)市自らが率先して、自動車使用の自粛や低公害車の導入などを図ります。
- エ. 環境負荷の少ない商品に関する情報提供を行い、グリーン購入の普及に努めます。
- オ. 国、神奈川県、他の自治体と協力して広域的な施策を展開します。
- カ. (再掲)道路整備に伴う緑化など環境に配慮したみどりゆたかな道路空間の整備を進めます。
- キ. (再掲)公共施設における緑化を推進するために、指針などに基づき積極的な緑化を推進していきます。
- ク. (再掲)市街化区域の開発事業地には、地区計画の導入や緑地協定を締結するなど緑化の推進を図ります。
- ケ. (再掲)民有地における緑化を推進するための制度などを検討し、運用を図ることで市民・事業者などの緑化を支援していきます。

② 地球温暖化適応策の推進

- ア. (再掲)浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及・指導に努めます。
- イ. 雨水や再生水の利用を検討・推進します。
- ウ. 猛暑日などにおける不快感の解消を図るため、ヒートアイランド対策を検討・推進します。
- 新** エ. 熱中症および蚊が媒介するデング熱等の感染症の情報提供と予防対策を推進します。
- 新** オ. (再掲)高潮、波浪などによる被害防止のため、護岸などの整備による越波や浸水の防止を図ります。
- 新** カ. (再掲)集中豪雨などによる浸水被害および土砂災害被害を軽減するため、ハザードマップを作成・公表します。

③ 都市交通に係る環境負荷の低減

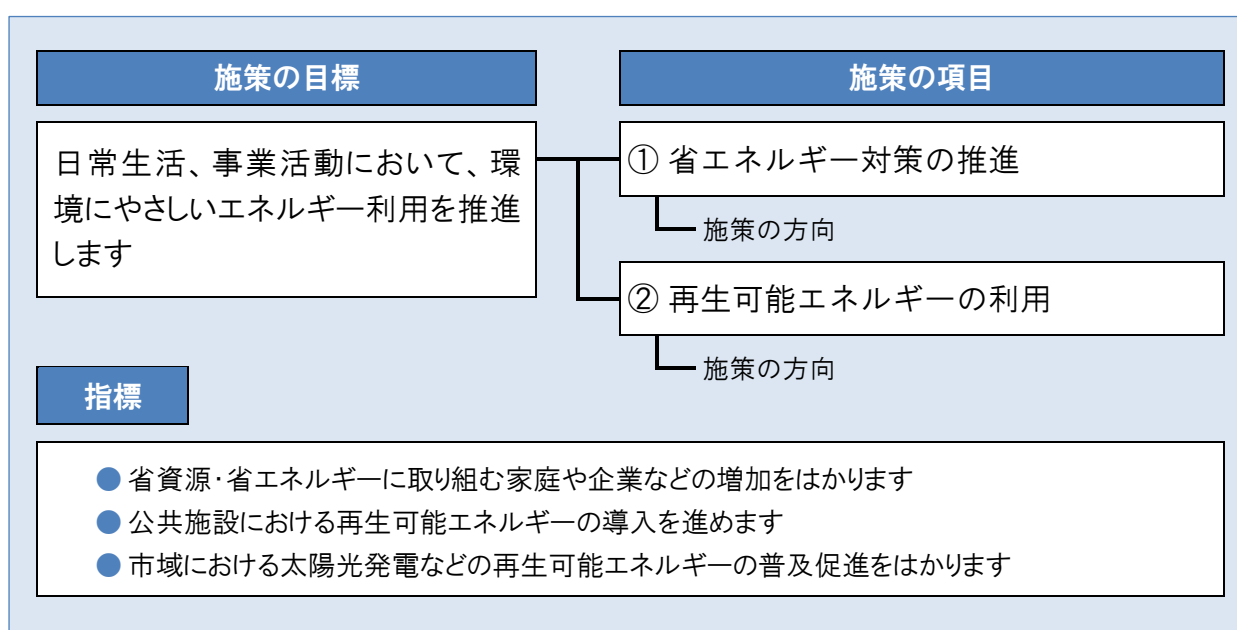
- 改** ア. 環境負荷の抑制につながる新たな地域交通の導入支援や有害物質の排出量の増大につながる交通渋滞を緩和させる施策を推進します。
- 改** イ. (再掲) 冬季における大気汚染物質などの低減に向けた取り組みを進めます。
 - ウ. (再掲) 道路整備に伴う緑化など環境に配慮したみどりゆたかな道路空間の整備を進めます。
 - エ. (再掲) 市自らが率先して、自動車使用の自粛や低公害車の導入などを図ります。
- 改** オ. 「横須賀EV創生 project」に基づくさまざまな取り組みを検討・展開し、EV（電気自動車）をはじめとする次世代自動車の普及促進を図ります。
- 改** カ. (再掲) マイカー利用の抑制や、エコドライブの周知など、市民や事業者に対する啓発を推進します。
 - キ. 地産地消を推進します。

(2) エネルギー対策の推進

■ 施策の目標・指標と施策体系

エネルギー対策の推進を図るため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として①省エネルギー対策の推進、②再生可能エネルギーの利用を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① 省エネルギー対策の推進

- 改** ア. (再掲)「横須賀E V創生 project」に基づくさまざまな取り組みを検討・展開し、E V（電気自動車）をはじめとする次世代自動車の普及促進を図ります。
- イ. 市自らが率先して、公共施設における省エネルギー手法を取り入れた施設整備を行います。
- ウ. 市民および事業者における省エネルギー設備などの普及啓発を進めます。
- エ. 市職員への省エネルギー意識の啓発を行い、配慮行動を実践します。
- 改** オ. 「環境にやさしい市民および事業者の行動・配慮指針」の活用を周知し、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促します。
- カ. ごみ焼却施設で発生する廃熱を発電や温水利用などに有効利用します。
- キ. 市街地再開発事業などにおける効率的なエネルギー利用を推進します。
- ク. 自転車の利用促進を図り、自動車利用の削減を目指します。
- ケ. 省エネ電球など、環境にやさしい設備の普及に向けた支援を行います。
- 改** コ. 夜間電力を有効利用し、昼間電力のピークカットを図ります。
- サ. 低炭素なまちづくりを目指し、二酸化炭素排出の低減のための技術や設備などを積極的に活用した住宅の普及に努めます。

② 再生可能エネルギーの利用

- ア. 公共施設における再生可能エネルギー利用設備を導入・利用します。
- イ. 市民および事業者における再生可能エネルギー設備などの普及啓発を進めます。
- ウ. (再掲)低炭素なまちづくりを目指し、二酸化炭素排出の低減のための技術や設備などを積極的に活用した住宅の普及に努めます。

基本目標4

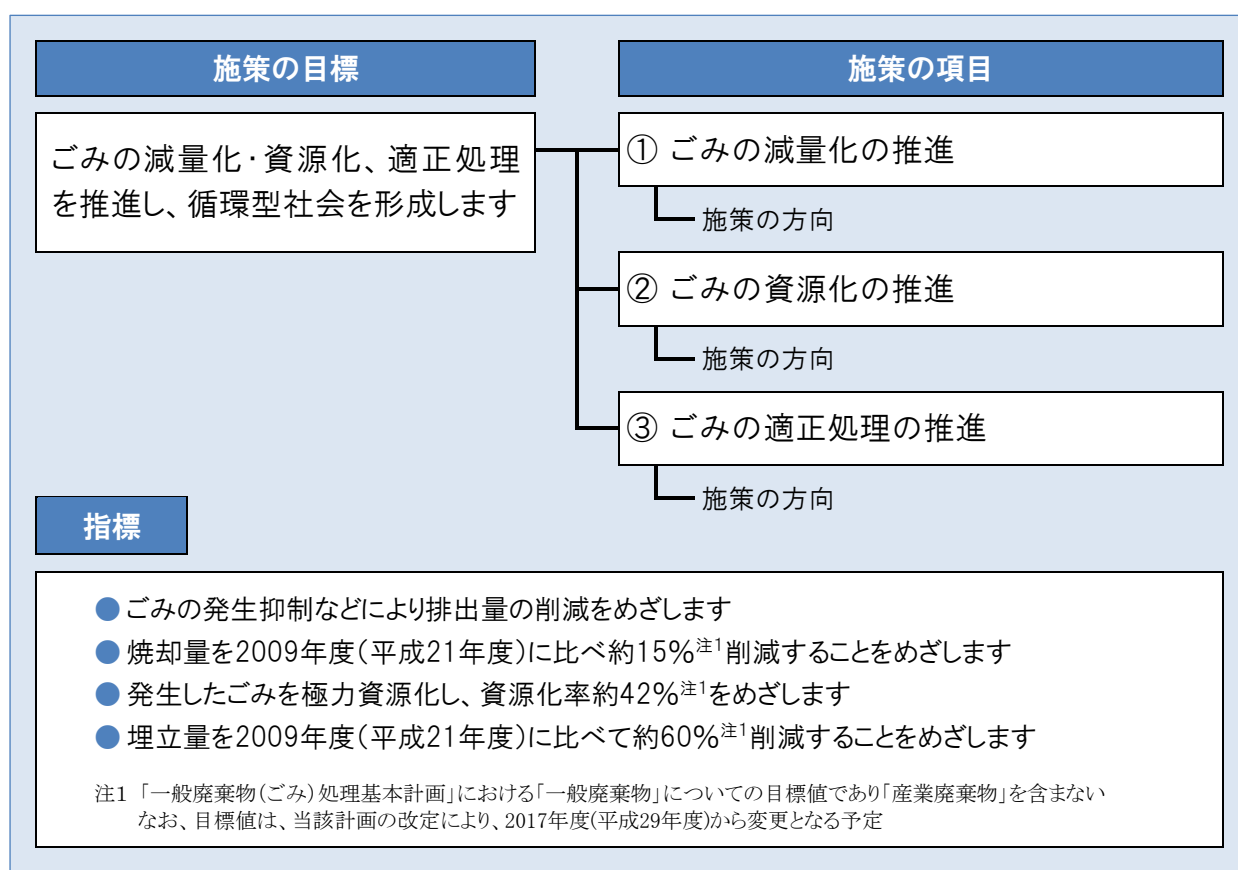
「循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちの実現をめざします」

(1) ごみの減量化・資源化、適正処理の推進

■ 施策の目標・指標と施策体系

廃棄物対策を進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として①ごみの減量化の推進、②ごみの資源化の推進、③ごみの適正処理の推進を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① ごみの減量化の推進

- ア. ごみの減量化策を推進するとともに、新たな施策を検討します。
- イ. さまざまな方法により、ごみの減量化について普及啓発活動を行います。
- ウ. ごみの発生を抑制するために、市民・事業者の活動を支援します。
- エ. 市民団体などによるまちの美化活動を支援します。
- オ. 事業系ごみの排出指導を行います。

② ごみの資源化の推進

- ア. ごみの資源化策を推進するとともに、新たな施策を検討します。
- イ. さまざまな方法により、ごみの資源化について普及啓発活動を行います。
- ウ. 資源化の円滑な推進を図るため、分別・排出ルール of 徹底を周知するとともに、集団資源回収の実施団体などを支援します。
- エ. 建築物などに係る分別解体および再資源化などの監視・指導を行います。
- オ. 事業系ごみについて、事業者自身が再資源化を行うように指導の実施や、多量の排出業者などに対して減量化、資源化の指導を進めます。

新 カ. 使用済小型家電の資源化を推進します。



使用済小型家電
回収ボックス

③ ごみの適正処理の推進

- ア. ごみ処理の広域化を推進し、効率的なごみ処理システムを構築します。
- イ. 現行のごみ処理施設について、設備の更新、改造および補修工事などの整備を行い、ごみを適正に処理します。
- ウ. ポイ捨ておよび不法投棄の防止について、市民・事業者などへの普及啓発を図り、防止対策を推進します。
- エ. 産業廃棄物の適正処理を図るため、処理実態の把握に努めるとともに、排出事業者や処理事業者に対する指導を推進します。

基本目標5

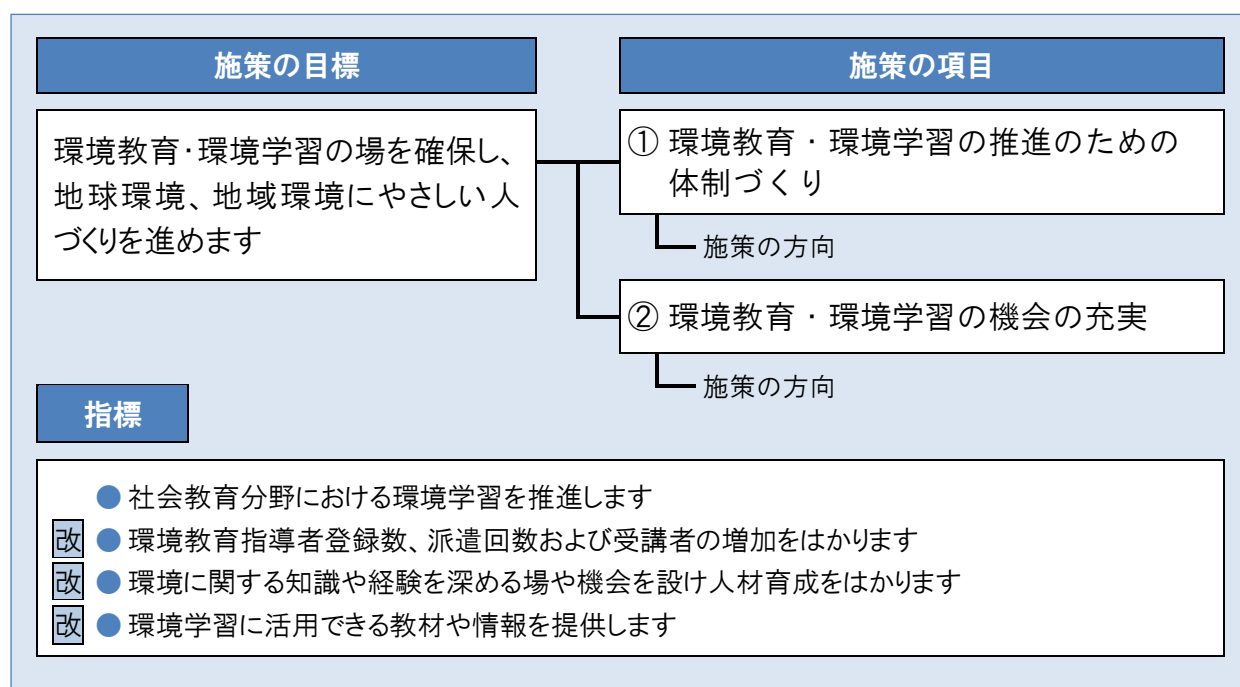
「市民、事業者、市の協働により、
環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります」

(1) 環境教育・環境学習の推進

■ 施策の目標・指標と施策体系

環境教育・環境学習の推進を図るため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として①環境教育・環境学習の推進のための体制づくり、②環境教育・環境学習の機会の充実を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① 環境教育・環境学習の推進のための体制づくり

- 改 ア. 環境教育・環境学習の支援に関する情報を提供します。
- イ. 環境教育・環境学習の拠点となる施設・設備を整備・活用します。
- 改 ウ. 環境教育・環境学習に係る指導者の登用および活用の拡大を進めます。
- エ. 市民、事業者、市など各主体が情報共有を行い、環境活動を連携して推進していきます。
- オ. 環境教育に係る人材育成のための制度を検討します。
- 改 カ. 既存の環境関連施設などを有効活用し、環境への意識を高めるための場として提供します。
- キ. 市民、事業者、市の連携および協働による環境教育・環境学習の取り組みの実践を推進します。

② 環境教育・環境学習の機会の充実

- ア. 環境教育・環境学習に関する各種学習会、イベントなどを市が主催し、開催します。
- イ. 市民、事業者、市が協働し、環境教育・環境学習に関する各種イベントなどを開催します。
- 改 ウ. 「横須賀市環境学習プログラム」などの活用を促します。

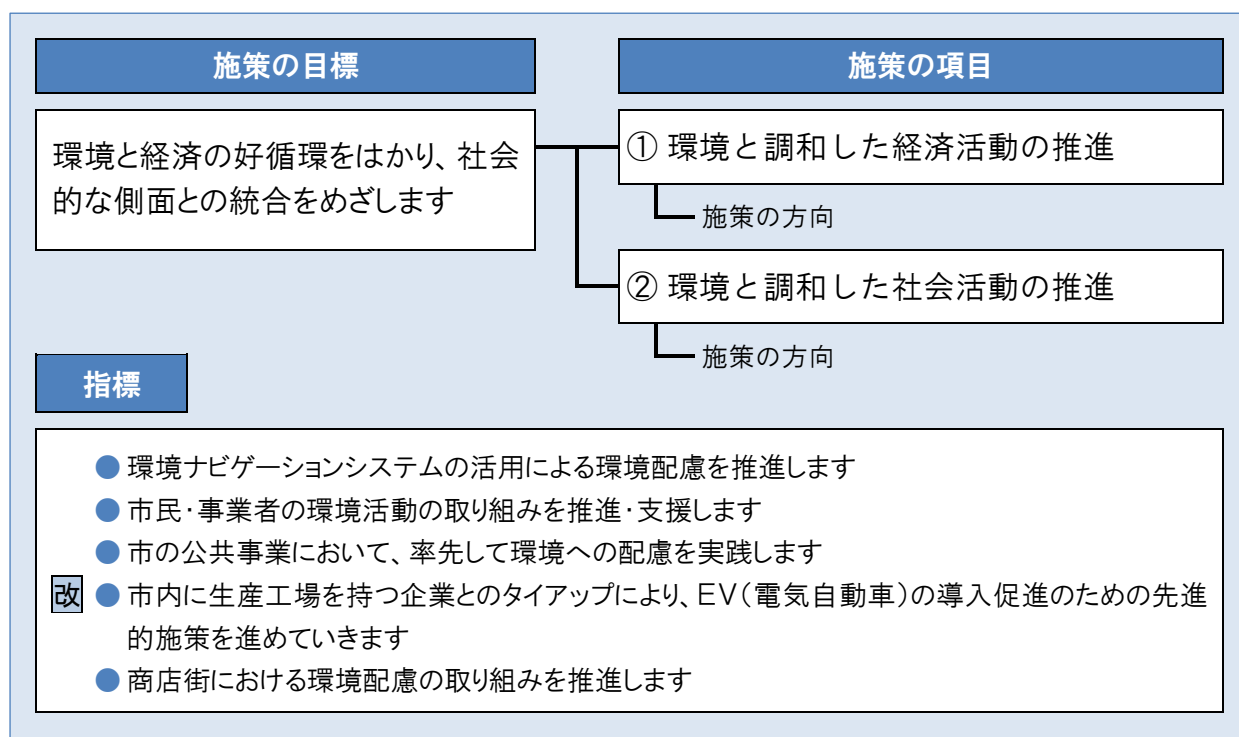


よこすか環境フォーラム 2016
表彰式

(2) 経済・社会活動との調和

■ 施策の目標・指標と施策体系

経済・社会活動と環境の調和を図るため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として①環境と調和した経済活動の推進、②環境と調和した社会活動の推進を設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げます。



■ 施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

① 環境と調和した経済活動の推進

ア. 「横須賀市環境配慮指針 開発行為等事業編」および「環境ナビゲーションシステム」を開発事業者などに配付し、環境配慮の実践を促進します。

イ. ISOやエコアクション21の認証取得を検討している事業者に対し、補助や取得の相談などを実施します。

改 ウ. (再掲)「横須賀EV創生project」に基づくさまざまな取り組みを検討・展開し、EV（電気自動車）をはじめとする次世代自動車の普及促進を図ります。

エ. 商店街における省エネルギー設備などの導入を推進します。

オ. フェアトレード製品の普及啓発を行います。

カ. (再掲)地産地消を推進します。

② 環境と調和した社会活動の推進

ア. 環境活動を行っている団体などに対する支援を行います。

イ. 国際貢献の一環として、人材育成のための研究生の受入などに努めます。また、国際交流ボランティアなどの活用により、民間レベルでの国際協力を積極的に支援します。

ウ. 市民、事業者、市の協働による環境に配慮したまちづくりを推進します。

エ. 国際的な環境保全の視点から、フェアトレードの普及促進を行います。

改 オ. 事業者のCSR（企業の社会的責任）活動の促進を図ります。



70 ページに「CSRの実践例」を紹介しています

第 3 章

リーディングプロジェクト



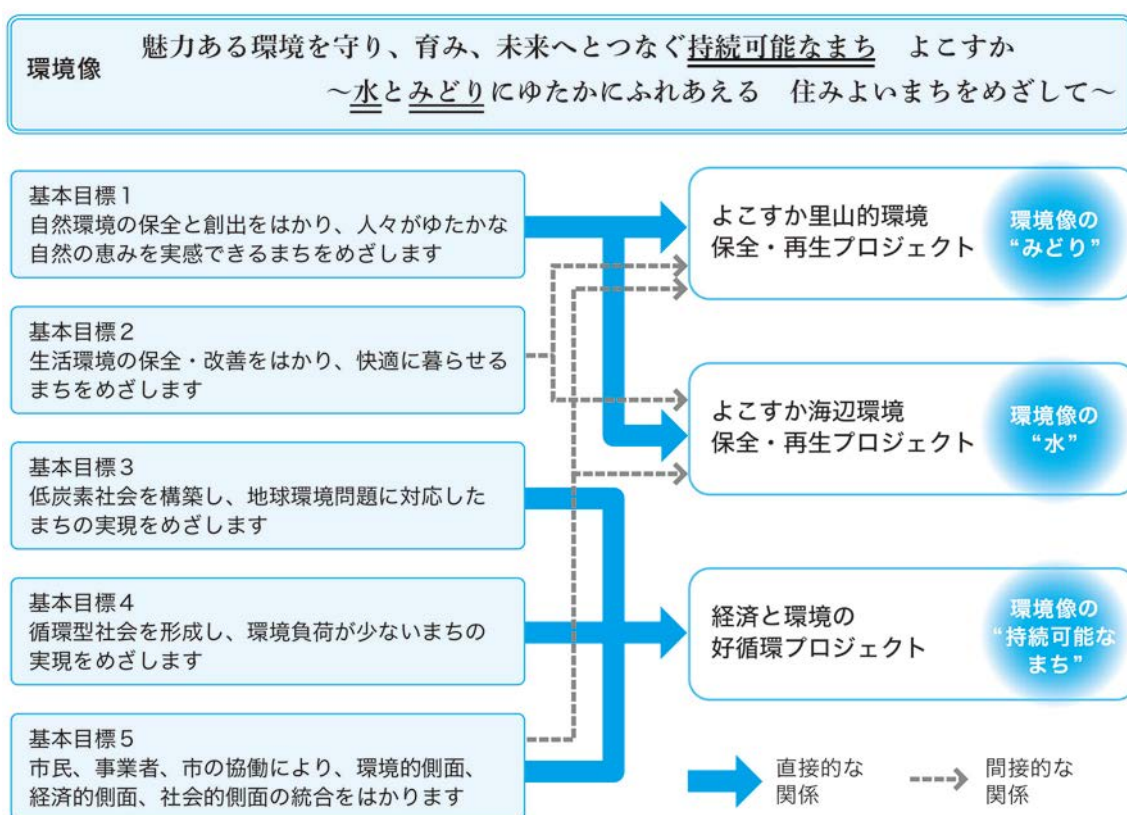
横須賀市立衣笠小学校5年 鈴木 莉実さん
平成 27 年度 環境ポスターコンクール 横須賀みかさライオンズクラブ賞
(学校名、学年は平成 27 年度)

● リーディングプロジェクトとは

リーディングプロジェクトは、本市の環境像実現に向けて、計画を先導していくようなシンボリックな役割を持ち、総合的かつ先導的に取り組むべき施策を明確化したものとして位置付けられており、3つのプロジェクトが設定されています。

それぞれのプロジェクトは環境像で掲げるみどり、水、持続可能なまち、と対応しており、5つの基本目標と直接的・間接的な関係を持っています（図3-1）。

図3-1 環境像および基本目標とリーディングプロジェクトの関係



2 リーディングプロジェクトの内容

(1) よこすかり山的环境保全・再生プロジェクト

② プロジェクトの全体像

本市におけるみどりの保全・再生と市民協働が一体となったモデル事業を進めるための、「里山的环境の保全・再生」を軸とした施策を展開するプロジェクトです。

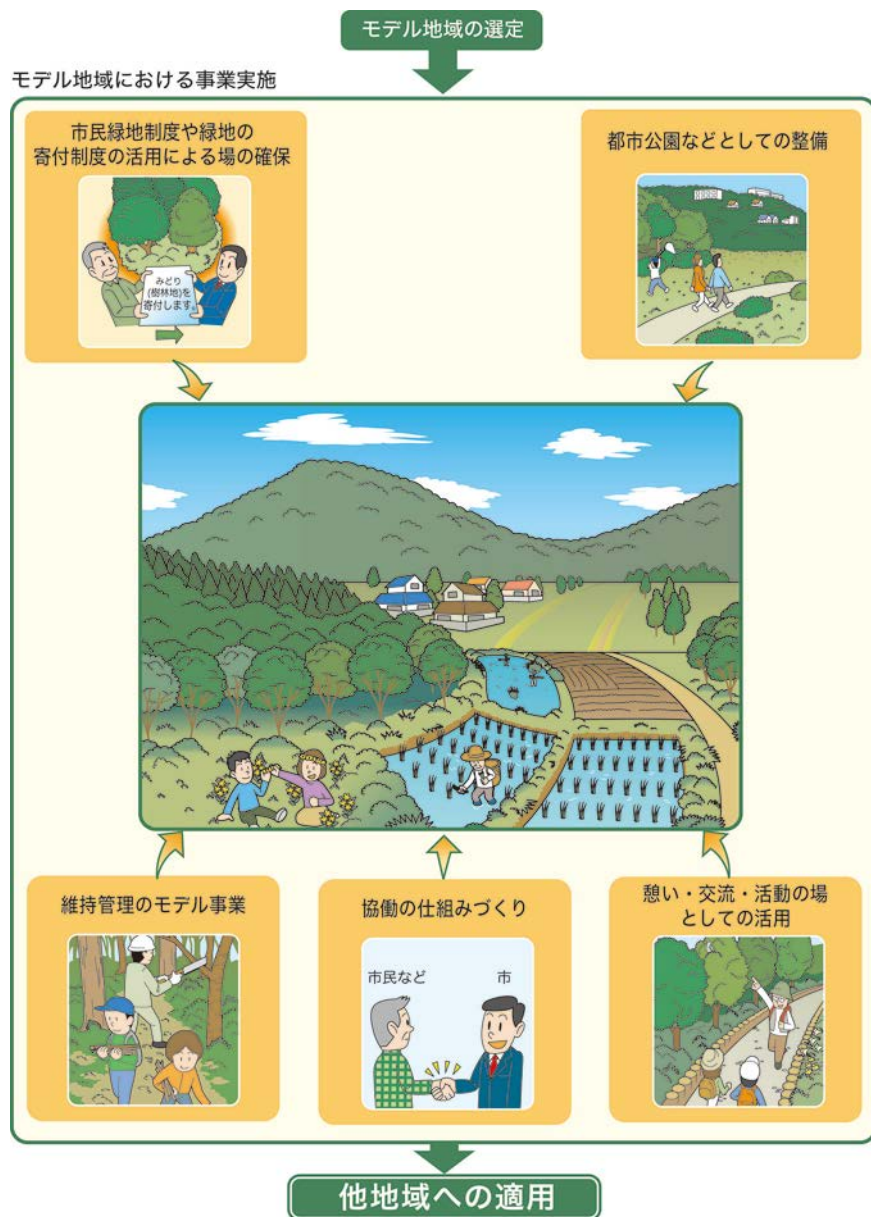
プロジェクトでは、まず短期的な取り組みとして、代表的な里山的环境としてモデル地区を選定し、維持管理、活用のできる場として確保し、再生します。モデル地区では、土地所有者（樹林地、田畑など）や市民、NPO、学校、事業者、市（行政）など、多様な主体の参画による維持管理体制の構築や、手法の検討を行います。また、参画した学校や企業などでの環境教育への活用など、地域活性効果のある取り組みについても検討します。

中・長期的には、上記のモデル事業での実績を踏まえ、本市における里山的环境の保全・再生のため、維持管理の具体的手法や留意事項、活用メニューや、流域ごとの特性を踏まえた取り組み事項などを検討し、他地域へその取り組みが発展していくことを目指します。

以下に、プロジェクトを推進するための主な施策をまとめます。

基本 目標	施策の 分野	施策の項目	施策の方向
1 自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします			
(1) みどりの保全・創出と活用			
① みどりの保全		ア. 丘陵のみどりや自然環境のみどりを守るための制度などを検討し運用を図るとともに、地域制緑地の新規指定および既指定地区における適切な指導・誘導を推進していきます。 ウ. 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。 シ. 樹林地の維持管理に関する体験型のモデル事業を実施し、樹林地の保全などについて学ぶ機会を創出します。	
② みどりの創出		エ. 民有地における緑化を推進するための制度などを検討し、運用を図ることで市民・事業者などの緑化を支援していきます。 オ. ゆたかな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。	
③ みどりとのふれあいの推進		ウ. 環境保全に関する指導者の育成や自然保護団体の育成を図ります。 エ. 里山的環境を保全・再生するための仕組みづくりを検討し、運用を図ることで、市民がみどりとふれあう機会を創出します。	
5 市民、事業者、市の協働により、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります			
(1) 環境教育・環境学習の推進			
① 環境教育・環境学習の推進のための体制づくり		イ. 環境教育・環境学習の拠点となる施設・設備を整備・活用します。 キ. 市民、事業者、市の連携および協働による環境教育・環境学習の取り組みの実践を推進します。	

③ プロジェクトの推進イメージ



④ プロジェクトの進捗状況



里山林手入れ講習会



田んぼづくり講習会

年度	取り組みの経緯および主な実績
平成23年度	➤ 11カ所の当初候補地に対して予備調査を行い5カ所に絞り込みを行った。 ➤ 現地調査、土地所有者意向聴取等を行い、「野比：久里浜医療センター裏（千駄川上流）」と「長坂：沢山池周辺（荻野川上流）」の2カ所をモデル事業実施地区として選定した。
平成24年度	➤ モデル地区での活動や運営のため、里山活動連絡会（長坂・野比）および市民協働モデル事業実行委員会を設立した。 ➤ 長坂モデル地区（長坂5丁目）において、放置されていた水田の復田作業（灌木や雑草の除去、抜根等）を開始した。
平成25年度	➤ 野比モデル地区（野比5丁目）において、市内小学校3校の5年生を対象とした「田んぼ学校」を実施した。また、田んぼづくり指導者養成のための「田んぼづくり指導員養成講座」を実施した。 ➤ 長坂モデル地区（長坂5丁目）において、再生した水田での稲作を開始するとともに、再生活動の担い手育成のための「里山林手入れ講習会」のほか、市民が参加できるイベントとして「里山びらき」をはじめ「自然観察会」、「収穫祭」などを開催した。
平成26年度	➤ 野比モデル地区（野比5丁目）において、市内小学校3校の5年生を対象とした「田んぼ学校」を実施した。 ➤ 長坂モデル地区（長坂5丁目）において、担い手育成のための「里山林手入れ講習会」のほか、「田んぼづくり講習会」を開始した。また、近隣の小学校5年生を対象とした「田んぼ学校」を実施したほか、市民が参加できるイベントとしては、「里山林手入れ体験」、「自然体験会・観察会」、「収穫祭」などを開催した。 ➤ 新たに「野比かがみ田谷戸（野比5丁目）」の里山再生事業を開始するにあたり、近隣地権者等との調整や有識者等による再生手法の検討を行った。

⑤ 今後の取り組み

野比・長坂のモデル地区において、引き続き里山的環境の保全・活用を行い、多くの市民に里山体験の機会を提供します。地域の理解と協力を得て、市民協働で事業を進めるため、横須賀市里山活動協議会を組織し、活動団体の支援体制を整備します。

また、モデル地区における事業運営や人材育成の成果を活用し、平成27年度から「野比かがみ田谷戸（野比5丁目）」の市有地において、新たに里山的環境の再生活動を開始しています。

今後は、モデル地区における事業内容を拡大し、市民団体や協議会が中心となってこれらの再生活動を主導できるよう組織を強化するとともに、他地域においても再生活動の取り組みが行われることを目指して、人材育成や事業の周知、再生手法の検討などを実施していきます。

(2) よこすか海辺環境保全・再生プロジェクト

② プロジェクトの全体像

本市における海辺環境の保全・再生と市民協働が一体となったモデル事業を進めるためのプロジェクトです。

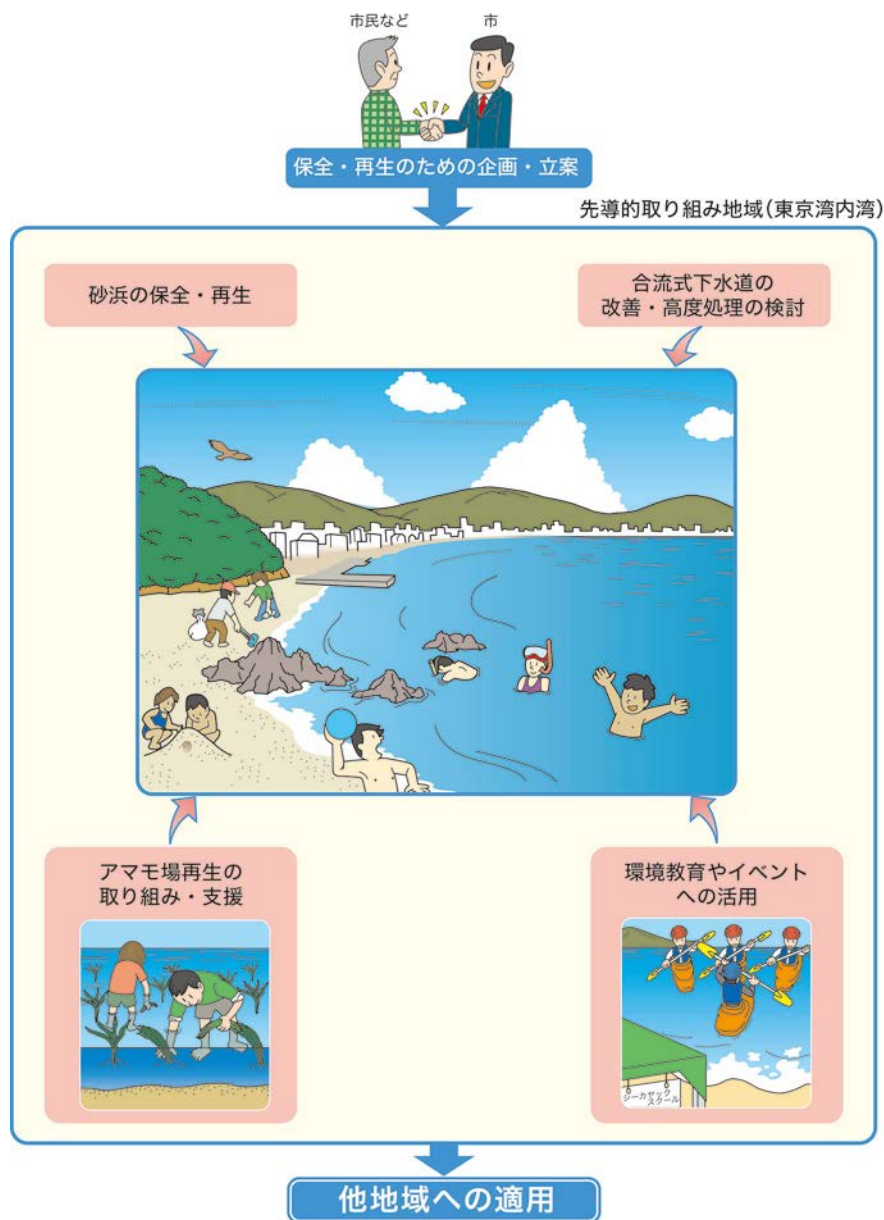
具体的には、先導的に取り組みが必要な地域を東京湾内湾とし、市だけではなく、市民やNPO、事業者などとの協働により、海辺の保全・再生や、利活用についての計画を立案し、各主体の役割分担を明確にします。

こうした計画に基づいた施策の展開にあたり、まず、海岸の侵食対策や合流式下水道の改善、アマモ場の再生などを中心に取り組みを進め、さらには、砂浜再生のための各種施策や下水道の高度処理について検討を進めることで、干潟や藻場などの浅海域の保全や再生を推進し、海の自浄能力を高めることを目指します。また、海辺に関するイベントの開催や環境教育・環境学習としての活用を図り、観光客も含めた交流人口増加や、美化活動など、ふれあいの場の創出を推進することとします。

以下に、プロジェクトを推進するための主な施策をまとめます。

基本 目標	施策の 分野	施策の項目	施策の方向
1 自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします	(2) 水辺環境の保全・創出と活用		
	② 海域環境の保全と創出	改	ア. 横須賀の特色のひとつである海岸景観を考慮しつつ、海岸の侵食対策および砂浜などの再生を行います。 ウ. 自然海岸などの保全に努め、沿岸植物や海岸動物などが生息する生態系を保持します。
	③ 水とのふれあいの推進		イ. 海とみどりが調和した潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地などを整備します。 オ. 市民の暮らしにやすらぎと潤いを提供するため、横須賀独自の自然、歴史、文化と調和した海辺の環境形成を目指します。
	(3) 生物多様性の保全・再生と活用		
	① 生物多様性の保全・再生		イ. 市民、事業者、市の協働による、生物多様性の保全・再生に適した、すぐれた自然環境の保全に努めます。
	② 生物とのふれあいの推進		エ. 生物多様性保全と、市民のふれあいの機会の創出・活用の両立を進めるため、里山的環境の保全・再生やエコツーリズムの取り組みを推進します。
	2 生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします	(1) 生活環境の保全・改善	
② 水・土壌環境の保全・改善		完	イ. 下水道整備を進めるとともに、各家庭の下水道への接続を推進します。 ウ. 現在ある合流式下水道の雨天時放流負荷を、汚水専用管敷設、雨水滞水池の設置などにより削減します。 エ. 下水の高度処理施設の導入の検討を行います。

③ プロジェクトの推進イメージ



④ プロジェクトの進捗状況



浅海域整備予定海域

年度	取り組みの経緯および主な実績
平成23年度	➤ 庁内の検討会議において、本プロジェクトの推進体制や検討内容の整理などを行った。 ➤ 本計画の分野別計画（下位計画）である「横須賀港港湾環境計画」において、計画の中間評価を行い、施策の実施状況の検証・評価や今後の課題などを整理するとともに、新たに「浅海域の再生」を含めた3つの重点施策を位置付けた。 ➤ 関連する施策として、海岸の侵食対策や高潮対策事業の推進、合流式下水道の改善などの施設整備に関する取り組みや、自然観察会の開催、海浜の美化活動などを実施した。
平成24年度	➤ 「よこすか自然環境セミナー」を開催し、浅海域の保全・再生に関する先進的な取り組みなどの紹介や、市民との意見交換を行った。 ➤ 「横須賀港浅海域保全・再生研究会」を設置・開催（3回）し、浅海域整備の候補地、整備や利活用の方法などについて研究・検討した。 ➤ 関連する施策として、引き続き、海岸の侵食対策や高潮対策事業の推進、合流式下水道の改善などの施設整備に関する取り組みや、自然観察会の開催、海浜の美化活動などを実施した。
平成25年度	➤ 「横須賀港浅海域保全・再生研究会」を開催（3回）し、その結果、浅海域整備の候補地を3カ所（追浜地区・走水地区・久里浜地区）に絞り込み、報告書を作成した。 ➤ 関連する施策として、引き続き、海岸の侵食対策や高潮対策事業の推進、合流式下水道の改善※などの施設整備に関する取り組みや、自然観察会の開催、海浜の美化活動などを実施した。 ※ 合流式下水道の改善100%を達成（合流式下水道の区域面積に対する改善区域面積の割合） → 分流式下水道並みの汚濁負荷とする合流式下水道緊急改善事業
平成26年度	➤ 浅海域整備の候補地3カ所のうち、追浜地区での浅海域整備に向けて関係者・関係機関と協定を締結した。 ➤ 関連する施策として、引き続き、海岸の侵食対策や高潮対策事業の推進などの施設整備に関する取り組みや、自然観察会の開催、海浜の美化活動などを実施した。

⑤ 今後の取り組み

浅海域の再生については、本計画の分野別計画（下位計画）である横須賀港港湾環境計画の重点施策としても位置付け、市民が海を身近に感じ海と直接ふれあえる場の創出、海域環境の向上、地域の活性化などのため、追浜地区のリサイクルプラザ前面海域において整備を進めます。整備後は、市民の憩いや環境学習の場、潮干狩りなどでの利用が期待できます。

海の水質改善については、「下水の高度処理（二次処理では十分除去できない窒素・リンなどの除去率向上を目的とする処理）施設」の導入を、本計画の関連計画である「水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)」と整合・調整を図りながら検討していきます。

(3) 経済と環境の好循環プロジェクト

② プロジェクトの全体像

経済と環境が持続的に向上する「持続可能なまち」の実現を目指し、地球温暖化対策や資源循環の推進と市民協働が一体となったモデル事業を進めるための、「地域版ポイント制度」のような「楽しみ（経済的なメリットなど）」を軸とした施策を展開するプロジェクトです。

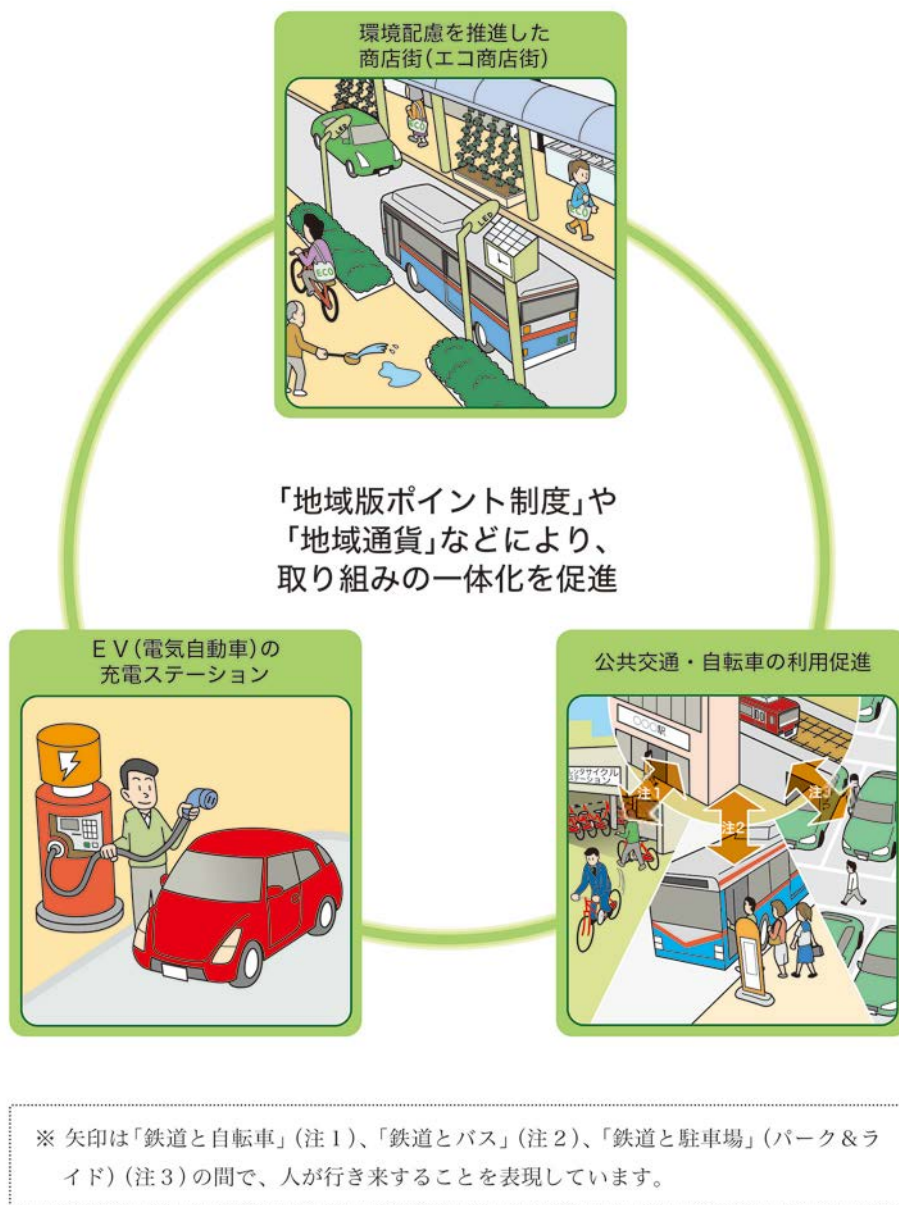
具体的には、低炭素化（高効率照明や機器の導入など）やグリーン化（緑化など）などに取り組む商店街を支援します。また、最寄りの公共交通機関から商店街や観光施設などへのアクセス性を、二酸化炭素の排出量を増加させることなく高めるため、レンタサイクル事業やEV（電気自動車）の充電ステーションの整備などを進めます。

こうした個々の取り組みは単独でも効果がありますが、さらに取り組みを地域全体の活性化につなげるため、「地域版ポイント制度」のような、取り組みによりメリットをもたらし、楽しんで環境施策に取り組むことができるような制度を検討し、実施します。

以下に、プロジェクトを推進するための主な施策をまとめます。

基本目標	施策の分野	施策の項目	施策の方向
3 低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします			
(2) エネルギー対策の推進			
① 省エネルギー対策の推進		ウ. 市民および事業者における省エネルギー設備などの普及啓発を進めます。 ク. 自転車の利用促進を図り、自動車利用の削減を目指します。 ケ. 省エネ電球など、環境にやさしい設備の普及に向けた支援を行います。	
② 再生可能エネルギーの利用		イ. 市民および事業者における再生可能エネルギー設備などの普及啓発を進めます。	
4 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちの実現をめざします			
(1) ごみの減量化・資源化、適正処理の推進			
② ごみの資源化の推進		ア. ごみの資源化策を推進するとともに、新たな施策を検討します。 ウ. 資源化の円滑な推進を図るため、分別・排出ルールの徹底を周知するとともに、集団資源回収の実施団体などを支援します。	
5 市民、事業者、市の協働により環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります			
(2) 経済・社会活動との調和			
① 環境と調和した経済活動の推進		改ウ. (再掲)「横須賀EV創生 project」に基づくさまざまな取り組みを検討・展開し、EV（電気自動車）をはじめとする次世代自動車の普及促進を図ります。 エ. 商店街における省エネルギー設備などの導入を推進します。	

③ プロジェクトの推進イメージ



④ プロジェクトの進捗状況



E V 本格普及のための
日産自動車株式会社との連携協定

年度	取り組みの経緯および主な実績
平成23年度	➤ 商工会議所や市の関係部局（環境政策部・資源循環部・経済部）で構成する「重点プロジェクト推進検討会議」を設置し、他都市事例を参考にインセンティブのある「エコポイント制度」について、検討を行った。 ➤ 民間事業者における充電設備3基の設置やEV3台の購入に対する補助を実施した。
平成24年度	➤ 商工会議所や市の関係部局（環境政策部・資源循環部・経済部・土木部）で構成する「重点プロジェクト推進検討会議」を開催し、他都市事例を参考にインセンティブのある「エコポイント制度」について、検討を行った。 ➤ 民間事業者における充電設備8基の設置やEV8台の購入に対する補助を実施した。また、新たに住宅へのPCS（電気自動車充給電設備）設置費補助を開始し、6基の設置に対する補助を実施した。 ➤ 商店街に対する支援として商店街共同施設整備・補修事業補助を実施し、1団体が街路灯の電球を水銀灯から省エネ電球に交換する事業を行った。
平成25年度	➤ 平成24年度で終了した「戸建て住宅用太陽光発電システム補助」の継続事業として「よこすかエコポイント※」を開始した。 ※ 市内の住宅に太陽光発電システムを設置または太陽光発電システムが設置された市内の住宅を購入した人に、PASMO（パスモ）（チャージ9,500円）と交換できるエコポイント券を発行 ➤ 民間事業者における充電設備3基の設置やEV4台の購入に対する補助を実施した。また、新たに家庭用電気自動車購入費補助を開始し、EV20台の購入に対する補助を実施した。住宅用PCS（電気自動車充給電設備）0件。 ➤ 商店街に対する支援として商店街共同施設整備・補修事業補助を実施し、1団体がアーケードの電球をLEDに交換する事業を行った。
平成26年度	➤ 「よこすかエコポイント※」を実施した。 ※ 市内の住宅に太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）を設置またはシステムが設置された市内の住宅を購入した人に、よこすかポートマーケットで使える商品券（8,000円分）と交換できるエコポイント券を発行 ➤ 民間事業者における充電設備3基の設置やEV5台の購入に対する補助を実施した。また、家庭用EV27台の購入に対する補助を実施した。住宅用PCS（電気自動車充給電設備）0件。 ➤ 商店街に対する支援として商店街共同施設整備・補修事業補助を実施し、1団体が街路灯34基を省エネ電球（LED）に交換する事業を行った。

⑤ 今後の取り組み

東日本大震災により触発された省エネ・節電行動が定着し、家庭や事業所における省エネ設備や創エネ設備（太陽光発電、燃料電池など）、EVなどの普及が進んでいます。EVについては、一層の普及を図るため、本市と日産自動車株式会社との連携協定「横須賀EV創生project（平成27年6月3日）」に基づき、さまざまな取り組みを検討・展開していきます。

平成25年度から開始した「よこすかエコポイント」については、ポイント対象行動の拡充やポイント交換商品の見直しなどを行い、市民が楽しんで取り組むことでメリットが得られるような制度に充実させていく予定です。

今後は、低炭素化につながる取り組みやエコポイント制度などを連携させることで、“経済と環境が好循環する”仕組みづくりなどを検討していきます。

第4章

地域別計画



横須賀市立衣笠小学校5年 齊藤 汐美さん
平成27年度 環境ポスターコンクール ウスイホーム賞
(学校名、学年は平成27年度)

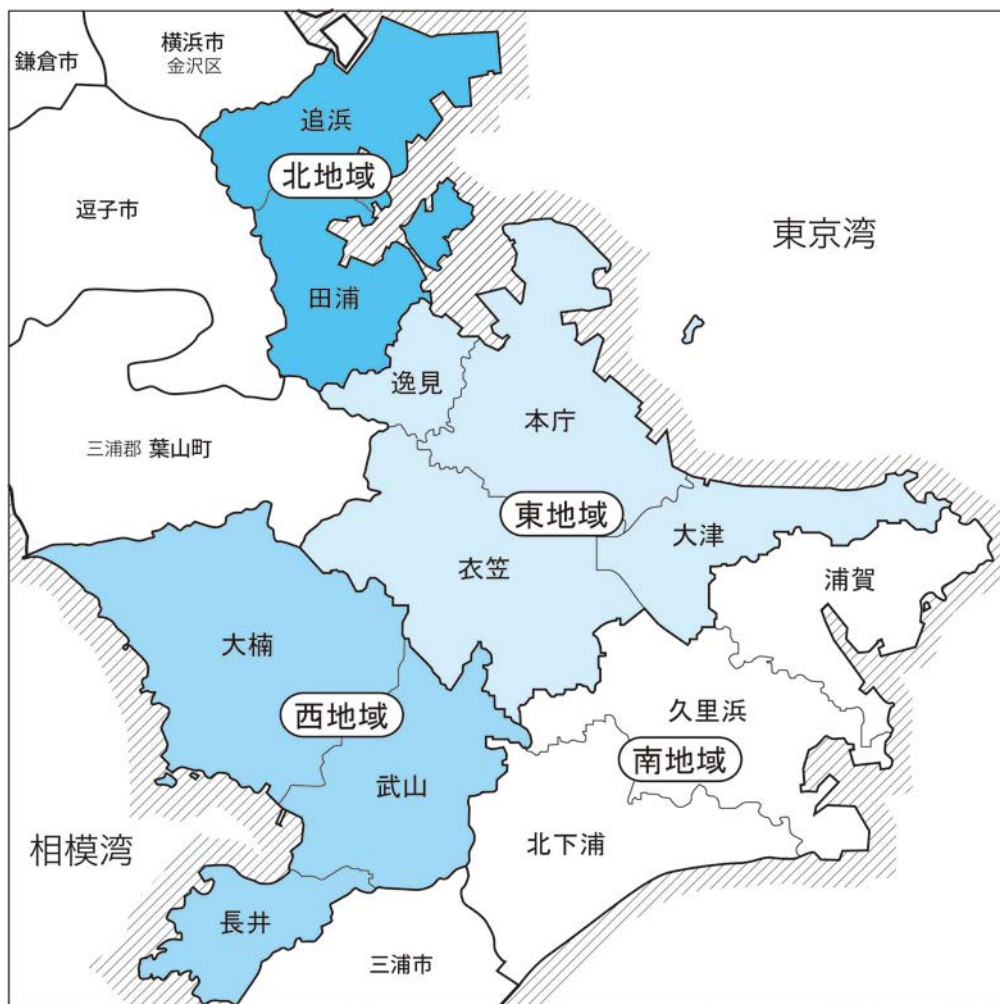
● 地域別計画とは

本市の環境像を実現するためには、第2章で示した施策の方向に対応した取り組みを市域全体で着実に進めていくことが基本となります。一方で地域の自然環境、社会環境や課題、市民の環境意識を踏まえて、地域の特性に応じた施策を推進することも重要です。

第4章では地域別計画として、第2章で示した施策の方向に基づき、地域ごとに重点的に取り組むべき施策の方向を整理します。

地域区分は、図4-1のとおりです。

図4-1 地域区分図



2 地域別計画の内容

(1) 北地域

④ 北地域で重点的に取り組む施策の方向

基本 目標	施策の 分野	施策の項目	施策の方向
1	自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします		
	(1) みどりの保全・創出と活用		
		① みどりの保全	ウ. 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。
		② みどりの創出	キ. 規模に応じた工場敷地内の緑化を推奨するとともに、今後整備される一定規模以上の工場については、工場敷地内の緑化面積の確保を目指します。 セ. 谷戸地域のみどりの再生に関する検討を進めます。
	(2) 水辺環境の保全・創出と活用		
		② 海域環境の保全と創出	エ. 横須賀の特色のひとつである海岸・海域環境を、地域住民の意向をくみ取りながら、適切に保全します。
		③ 水とのふれあいの推進	イ. 海とみどりが調和した潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地などを整備します。
	(4) 自然災害の防止と抑止		
		① 自然災害の未然防止	イ. 急傾斜地崩壊対策を進めます。 改 エ. 自然災害の未然防止につながる谷戸地域の住環境整備に向けた施策を推進します。 カ. (再掲) 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。
	2 生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします		
3	(1) 生活環境の保全・改善		
		⑤ その他の生活環境の保全・改善	ア. 道路騒音・振動などについて調査し、道路および沿道状況の把握に努めます。
	3 低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします		
	(1) 地球温暖化対策の推進		
		② 地球温暖化適応策の推進	ウ. 猛暑日などにおける不快感の解消を図るため、ヒートアイランド対策を検討・推進します。
		③ 都市交通に係る環境負荷の低減	改 ア. 環境負荷の抑制につながる新たな地域交通の導入支援や有害物質の排出量の増大につながる交通渋滞を緩和させる施策を推進します。
	(2) エネルギー対策の推進		
		① 省エネルギー対策の推進	ウ. 市民および事業者における省エネルギー設備などの普及啓発を進めます。

(2) 東地域

④ 東地域で重点的に取り組む施策の方向

基本 目標	施策の 分野	施策の項目	施策の方向
1	自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします		
	(1) みどりの保全・創出と活用		
		① みどりの保全	【保】カ. 斜面緑地の景観など多面的機能を踏まえ、保全・維持・管理のあり方について総合的に検討します。
		② みどりの創出	ケ. 新市街地や緑化の向上が望まれる既成市街地では、みどりの創出を積極的に進めます。
		③ みどりとのふれあいの推進	イ. 海やみどりへの良好な眺望を確保するため、景観計画や景観条例の制度を活用し、建築行為などに対する景観誘導を図ります。
	(2) 水辺環境の保全・創出と活用		
		② 海域環境の保全と創出	ア. 横須賀の特色のひとつである海岸景観を考慮しつつ、海岸の侵食対策および砂浜などの再生を行います。
		③ 水とのふれあいの推進	エ. 自然とのふれあいを通じた人々の交流を促すため、海とみどりを生かした10,000メートルプロムナードの整備・活用を推進します。
	(3) 生物多様性の保全・再生と活用		
		② 生物とのふれあいの推進	エ. 生物多様性保全と、市民のふれあいの機会の創出・活用の両立を進めるため、里山的環境の保全・再生やエコツーリズムの取り組みを推進します。
2	生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします		
	(1) 生活環境の保全・改善		
		① 大気環境の保全・改善	【改】カ. マイカー利用の抑制や、エコドライブの周知など、市民や事業者に対する啓発を推進します。
	3 低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします		
	(1) 地球温暖化対策の推進		
		② 地球温暖化適応策の推進	ア. (再掲) 浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及・指導に努めます。
		③ 都市交通に係る環境負荷の低減	【改】ア. 環境負荷の抑制につながる新たな地域交通の導入支援や有害物質の排出量の増大につながる交通渋滞を緩和させる施策を推進します。
	(2) エネルギー対策の推進		
		① 省エネルギー対策の推進	ケ. 省エネ電球など、環境にやさしい設備の普及に向けた支援を行います。
4	循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちの実現をめざします		
	(1) ごみの減量化・資源化、適正処理の推進		
		① ごみの減量化の推進	エ. 市民団体などによるまちの美化活動を支援します。
		③ ごみの適正処理の推進	ウ. ポイ捨ておよび不法投棄の防止について、市民・事業者などへの普及啓発を図り、防止対策を推進します。
	5 市民、事業者、市の協働により、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります		
	(2) 経済・社会活動との調和		
		① 環境と調和した経済活動の推進	エ. 商店街における省エネルギー設備などの導入を推進します。

(3) 南地域

④ 南地域で重点的に取り組む施策の方向

基本 目標	施策の 分野	施策の項目	施策の方向
1	自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします		
	(2) 水辺環境の保全・創出と活用		
	② 海域環境の保全 と創出	ア. 横須賀の特色のひとつである海岸景観を考慮しつつ、海岸の侵食対策および砂浜などの再生を行います。 改 ウ. 自然海岸などの保全に努め、沿岸植物や海岸動物などが生息する生態系を保持します。	
	③ 水とのふれあいの推進	オ. 市民の暮らしにやすらぎと潤いを提供するため、横須賀独自の自然、歴史、文化と調和した海辺の環境形成を目指します。	
	(3) 生物多様性の保全・再生と活用		
	① 生物多様性の保全・再生	ア. 動植物などの調査・研究を進め、生物多様性の保全・再生施策への活用を図ります。 イ. 市民、事業者、市の協働による、生物多様性の保全・再生に適した、すぐれた自然環境の保全に努めます。	
	② 生物とのふれあいの推進	ア. 生物の生息状況などに係る調査を実施し、環境教育・環境学習や自然観察会などへの活用を図ります。	
	(4) 自然災害の防止と抑止		
	① 自然災害の未然防止	カ. (再掲) 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。	
	2	生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします	
(1) 生活環境の保全・改善			
④ 歴史的・文化的環境の保全と継承		ア. 近代化遺産の保全と活用を図ります。	
3	低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします		
	(2) エネルギー対策の推進		
	① 省エネルギー対策の推進	ウ. 市民および事業者における省エネルギー設備などの普及啓発を進めます。	
5	市民、事業者、市の協働により、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります		
	(1) 環境教育・環境学習の推進		
	① 環境教育・環境学習の推進のための体制づくり	改 カ. 既存の環境関連施設などを有効活用し、環境への意識を高めるための場として提供します。	

(4) 西地域

④ 西地域で重点的に取り組む施策の方向

基本 目標	施策の 分野	施策の項目	施策の方向
1	自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします		
	(1) みどりの保全・創出と活用		
		① みどりの保全	ア. 丘陵のみどりや自然環境のみどりを守るための制度などを検討し運用を図るとともに、地域制緑地の新規指定および既指定地区における適切な指導・誘導を推進していきます。 コ. 農業振興地域内にある農用地の確保を図るとともに、農業振興地域整備計画を推進していきます。 サ. 河川流域・集水域にある樹林地を適正に保全します。 シ. 樹林地の維持管理に関する体験型のモデル事業を実施し、樹林地の保全などについて学ぶ機会を創出します。
		③ みどりとのふれあいの推進	ア. 農業体験学習を実施するとともに、市民農園などを通じて、土とふれあう機会を増やします。 エ. 里山的環境を保全・再生するための仕組みづくりを検討し、運用を図ることで、市民がみどりとふれあう機会を創出します。 カ. (再掲) ゆたかな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。
	(2) 水辺環境の保全・創出と活用		
		① 河川環境の保全と創出	イ. 河川環境の維持管理などを進めるため、市民、事業者、市の協働による河川の美化活動を積極的に展開します。
		② 海域環境の保全と創出	改 ウ. 自然海岸などの保全に努め、沿岸植物や海岸動物などが生息する生態系を保持します。
		③ 水とのふれあいの推進	カ. 河川や海辺などの親水施設の充実を図ります。
	(3) 生物多様性の保全・再生と活用		
		① 生物多様性の保全・再生	イ. 市民、事業者、市の協働による、生物多様性の保全・再生に適した、すぐれた自然環境の保全に努めます。
		② 生物とのふれあいの推進	ア. 生物の生息状況などに係る調査を実施し、環境教育・環境学習や自然観察会などへの活用を図ります。 エ. 生物多様性保全と、市民のふれあいの機会の創出・活用の両立を進めるため、里山的環境の保全・再生やエコツーリズムの取り組みを推進します。
	(4) 自然災害の防止と抑止		
		① 自然災害の未然防止	カ. (再掲) 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。
5	市民、事業者、市の協働により、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります		
	(1) 環境教育・環境学習の推進		
		① 環境教育・環境学習の推進のための体制づくり	イ. 環境教育・環境学習の拠点となる施設・設備を整備・活用します。

行動編



横須賀市立船越小学校5年 鎌苅 心優さん
平成27年度 環境ポスターコンクール 東京電力藤沢支社賞
(学校名、学年は平成27年度)

● 行動編について

第4章までは、環境像と基本目標に基づく指標と施策の方向、リーディングプロジェクト、地域別計画を展開してきました。これらは、市が実施する事業の基礎となるものですが、今日の複雑化・多様化する環境問題に対応していくには、行政だけでなく市民や事業者の役割も重要です。省エネ行動、ごみの分別、環境にやさしい商品の購入といった行動が、地球温暖化対策やごみの減量化・資源化に資することは広く知られているところです。

行動編では環境負荷の低減やよりよい環境の保全・創造に向けて、市民・事業者が日常生活および事業活動においてどのような行動が望ましいかについて、行動・配慮指針として示しています。行動・配慮指針は市民と事業者に分けられ、それぞれ本計画の体系に沿って整理されています。

市民は、日常生活と環境との関わりについて理解を深め、環境負荷の低減に努めるとともに、事業者および市との協働にも配慮することが求められます。

事業者は、自らの事業活動が環境へ及ぼす影響を認識し、環境負荷の低減その他環境の保全および創造に努めるとともに、市民および市との協働にも配慮することが求められます。

行動編は、当初計画には掲載されていませんでしたが、中間見直しを機に追加掲載することとしました。

次ページ以降に日常生活および事業活動における配慮指針を掲げています。日々の行動をチェックして、日常生活・事業活動を環境に配慮したものへと改善していきましょう。



1 環境にやさしい市民の行動・配慮指針

(1) 自然環境の保全・創出のための行動・配慮指針

■ みどりの保全・創出と活用

① みどりの保全

- ☐ 「緑のよこすかチャリティークリック」や「みどりの基金」など、みどりのための財源確保に協力しましょう。
- ☐ 住宅の新築・増築時には、周辺の自然環境を壊さないように十分配慮しましょう。
- ☐ 民有斜面緑地など私有地のみどりの適正な維持管理に努めましょう。
- ☐ 緑地協定の締結による緑地保全・緑化を進めましょう。
- ☐ 農地および生産緑地の適正な管理を心掛けましょう。
- ☐ 里山的環境を保全・再生し活用する活動に参加しましょう。

② みどりの創出

- ☐ 「民有地緑化支援制度」などを活用し、所有地の道路面・駐車場や所有建築物の壁面・屋上を緑化しましょう。
- ☐ 【再掲】 緑地協定の締結による緑地保全・緑化を進めましょう。

③ みどりとのふれあいの推進

- ☐ 住宅の新築・増改築時には、街の景観などを損なわないよう十分配慮しましょう。
- ☐ 【再掲】 里山的環境を保全・再生し活用する活動に参加しましょう。

■ 水辺環境の保全・創出と活用

① 河川環境の保全と創出

- ☐ 浄化槽は、定期的に清掃・保守点検・法定検査を受けましょう。
- ☐ 市民団体などの清掃美化活動に参加してみましょう。
- ☐ 下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に設置替えしましょう。

② 海域環境の保全と創出

- ☐ バーベキューや花火の後始末をきちんとするなど、マナーを守りましょう。
- ☐ 【再掲】 住宅の新築・増改築時には、街の景観などを損なわないよう十分配慮しましょう。
- ☐ 【再掲】 浄化槽は、定期的に清掃・保守点検・法定検査を受けましょう。
- ☐ 【再掲】 下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に設置替えしましょう。
- ☐ 【再掲】 市民団体などの清掃美化活動に参加してみましょう。

③ 水とのふれあいの推進

- ☐ 市や環境関連団体などが実施する自然観察会や自然環境調査等へ参加や協力をしましょう。

■ 生物多様性の保全・再生と活用

① 生物多様性の保全・再生

- ☐ 特定外来生物や有害鳥獣に関する正しい知識を身につけ、ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。
- ☐ 地域固有の生態系を保全するため、本来その地域に生息しない動植物は持ち込まないようにしましょう。
- ☐ 自生する動植物はむやみに持ち帰らないなど、野鳥や昆虫、植物など生き物を大切にしましょう。

② 生物とのふれあいの推進

- ☐ 魅力ある自然観光資源を守りながら、身近にふれあうことができる横須賀エコツアーに参加しましょう。
- ☐ 【再掲】市や環境関連団体などが実施する自然観察会や自然環境調査等へ参加や協力をしましょう。
- ☐ 【再掲】里山的環境を保全・再生し活用する活動に参加しましょう。

■ 自然災害の防止と抑止

① 自然災害の未然防止

- ☐ 急傾斜地や狭小な谷戸、活断層など災害に脆弱な土地に住む人は、県や市と相談するなどし、災害対策に努めましょう。
- ☐ 住宅の新築・増改築時には、雨水を地下に浸透させる雨水浸透ますの設置などを検討しましょう。
- ☐ 【再掲】民有斜面緑地など私有地のみどりの適正な維持管理に努めましょう。
- ☐ 敷地内のみどりや土の面を確保し保水力を高めましょう。

② 自然災害の被害の軽減

- ☐ 家庭用の雨水貯留施設の設置や再生水の利用を検討しましょう。
 - ☐ 日頃から家族や近所同士で、避難場所を確認しておくよう心掛けましょう。
 - ☐ 住宅の増改築時には、耐震診断を受けて、耐震補強工事を検討しましょう。
-

(2) 生活環境の保全・改善のための行動・配慮指針

■ 生活環境の保全・改善

① 大気環境の保全・改善

- ☐ 自動車を運転する際には、エコドライブ（アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制、適切な点検・整備など）を心掛けましょう。

② 水・土壌環境の保全・改善

- ☐ 食器の油污れは、新聞紙などで拭き取ってから洗いましょう。
- ☐ 米のとぎ汁は、排水口に流さず、樹木にまくなど心掛けましょう。
- ☐ 台所や洗濯で使用する洗剤は、環境への負荷の少ないものを選び、適量使用に努めましょう。
- ☐ 【再掲】浄化槽は、定期的に清掃・保守点検・法定検査を受けましょう。
- ☐ 【再掲】下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に設置替えしましょう。

③ 化学物質対策の推進

- ☐ 化学物質に関する正しい知識を身につけるよう努め、環境に配慮した製品・サービスを選択するよう心掛けましょう。

④ 歴史的・文化的環境の保全と継承

- ☐ 歴史的文化遺産や伝統行事・伝統芸能について理解を深め、その保全などに協力しましょう。

⑤ その他の生活環境の保全・改善

- ☐ 庭先などでのごみの焼却はやめましょう。
- ☐ ペットの糞尿は、飼い主がきちんと始末しましょう。
- ☐ 日常生活の中で、近隣騒音が生じないように心掛けましょう。
- ☐ 敷地内の枝や雑草（空き地含む）は、隣家や通行人などの迷惑にならないように、剪定や刈り取りを行いきちんと管理しましょう。
- ☐ 隣家への日照などに配慮し、建物を建築しましょう。

(3) 低炭素社会の構築のための行動・配慮指針

■ 地球温暖化対策の推進

① 温室効果ガスの削減および吸収源の増加

- ☐ リユース・リサイクルしやすい製品や再生資源を利用した製品を選択するグリーン購入を心掛けましょう。
- ☐ 商品のカーボンフットプリント（製造・流通過程において排出される温室効果ガス排出量のラベル表示）をチェックしてみましょう。
- ☐ 【再掲】「民有地緑化支援制度」などを活用し、所有地の道路面・駐車場や所有建築物の壁面・屋上を緑化しましょう。

② 地球温暖化適応策の推進

- ☐ ヒートアイランド対策として、打ち水や緑のカーテンに取り組んでみましょう。
- ☐ 【再掲】家庭用の雨水貯留施設の設置や再生水の利用を検討しましょう。
- ☐ 【再掲】敷地内のみどりや土の面を確保し保水力を高めましょう。
- ☐ 【再掲】住宅の新築・増改築時には、雨水を地下に浸透させる雨水浸透ますの設置などを検討しましょう。

③ 都市交通に係る環境負荷の低減

- ☐ 電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用を心掛けましょう。
- ☐ 自動車の買い替え時には、ハイブリッド車やEV（電気自動車）など環境負荷の少ない自動車を優先的に購入するよう心掛けましょう。
- ☐ 買い物の際には、地場の海産物や農産物などを積極的に購入し、地産地消を通じて、輸送に伴うエネルギー消費の削減に貢献しましょう。
- ☐ 【再掲】自動車を運転する際には、エコドライブ（アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制、適切な点検・整備など）を心掛けましょう。



カーボンフットプリント・マーク

■ エネルギー対策の推進

① 省エネルギー対策の推進

- ☐ 照明器具や家電製品の不必要なつけっぱなしに気を付け、プラグを抜くなど待機電力を減らしましょう。
- ☐ 照明器具や冷暖房機器・掃除機のフィルターをこまめに掃除しましょう。
- ☐ 白熱灯をLEDなどの省エネ型照明に切り替えていきましょう。
- ☐ 冷暖房機器の使用にあたっては、適切な温度設定を心掛けましょう。
- ☐ 冷蔵庫には適量を入れ、開け閉めは少なくしましょう。
- ☐ 水漏れの点検をこまめに行い、シャワーや洗い物などをしているときの水の流しっぱなしに気を付けましょう。
- ☐ 鍋の外側の水滴を拭き取ってから加熱しましょう。
- ☐ 給湯器は、できるだけ省エネ型のものを選び、適正に使用しましょう。
- ☐ お風呂には続けて入り、浴槽にはフタをしましょう。
- ☐ 家電製品を買い替えるときは、省エネ型の家電製品を選びましょう。
- ☐ 住宅の新築・増改築時には、通風性・自然光の有効活用に配慮した設計、断熱材や複層ガラス窓の導入など、省エネルギー性能の高い住宅の選択に努めましょう。
- ☐ 電力の見える化に役立つ「ワットモニター」や「省エネナビ」などを使用してみましょう。
- ☐ 温水洗浄便座は、温度を低めに設定し、使わないときはフタを閉めましょう。

② 再生可能エネルギーの利用

- ☐ 太陽光発電システムなどの導入を検討しましょう。



ワットモニター

(4) 資源循環型社会の形成のための行動・配慮指針

■ ごみの減量化・資源化、適正処理の推進

① ごみの減量化の推進

- ☐ ごみが出ないように不要な買い物を控えるとともに、マイ箸、マイカップ、マイボトルなどを利用して使い捨て製品の利用を減らしましょう。
- ☐ 買い物際には、マイバッグを持参し、レジ袋などの使用を減らしましょう。
- ☐ 食べ残しの削減、水切りの徹底など、生ごみの減量に努めましょう。
- ☐ 家庭用生ごみ等減量化処理機器（電気式の生ごみ処理機や小枝粉碎機など）の購入を検討しましょう。
- ☐ 長く使えて修理しやすい製品の購入に努めましょう。また、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用しましょう。
- ☐ 過剰包装は断り、簡易包装の製品を選択し、シャンプーや洗剤などは、詰め替え可能な製品を優先しましょう。

② ごみの資源化の推進

- ☐ 自治会やこども会の行う集団資源回収・バザーなどのリサイクル活動に積極的に協力しましょう。
- ☐ 小売店などが実施しているリターナブルびんやトレイ、ペットボトル、紙パックなどの分別回収に協力しましょう。
- ☐ 【再掲】 リユース・リサイクルしやすい製品や再生資源を利用した製品を選択するグリーン購入を心掛けましょう。

③ ごみの適正処理の推進

- ☐ ごみを出すときは、正しく分別して出しましょう。
 - ☐ 代替フロン等を使用した製品を廃棄する際には、適正な回収・処理に協力しましょう。
 - ☐ 建築廃材の適正な処理のできる業者を選びましょう。
 - ☐ 【再掲】 庭先などでのごみの焼却はやめましょう。
 - ☐ 【再掲】 市民団体などの清掃美化活動に参加してみましょう。
 - ☐ 【再掲】 バーベキューや花火の後始末をきちんとするなど、マナーを守りましょう。
-

(5) 市民、事業者、市の協働による環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合のための行動・配慮指針

■ 環境教育・環境学習の推進

① 環境教育・環境学習の推進のための体制づくり

□ 環境に関する専門的知識や経験を有する「環境教育指導者」の出前授業を受けてみましょう。

② 環境教育・環境学習の機会の充実

□ 市や環境関連団体などが主催する環境学習会などへ積極的に参加しましょう。

□ 環境問題に関するニュースや市から出される環境に関する報告書を読んでみましょう。

■ 経済・社会活動との調和

① 環境と調和した経済活動の推進

□ 開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入する「フェアトレード」について調べてみましょう。

□ 【再掲】 買い物際には、地場の海産物や農産物などを積極的に購入し、地産地消を通じて、輸送に伴うエネルギー消費の削減に貢献しましょう。

② 環境と調和した社会活動の推進

□ グループで環境保全活動を企画して、実行してみましょう。

□ 【再掲】 魅力ある自然観光資源を守りながら、身近にふれあうことができる横須賀エコツアーに参加しましょう。

□ 【再掲】 開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入する「フェアトレード」について調べてみましょう。



環境教育指導者の出前授業

2 環境にやさしい事業者の行動・配慮指針

(1) 自然環境の保全・創出のための行動・配慮指針

■ みどりの保全・創出と活用

① みどりの保全

- ☐ 開発事業などの実施に際しては、周辺の自然環境を必要以上に壊すことのないように十分配慮するとともに、みどりの保全・創出を工夫しましょう。
- ☐ 民有斜面緑地など私有地のみどりの適正な維持管理に努めましょう。
- ☐ 「緑のよこすかチャリティークリック」や「みどりの基金」など、みどりのための財源確保に協力しましょう。
- ☐ 緑地協定の締結による緑地保全・緑化を進めましょう。
- ☐ 農地および生産緑地の適正な管理を心掛けましょう。

② みどりの創出

- ☐ 「民有地緑化支援制度」などを活用し、所有地の道路面・駐車場や所有建築物の壁面・屋上を緑化しましょう。
- ☐ 【再掲】 開発事業などの実施に際しては、周辺の自然環境を必要以上に壊すことのないように十分配慮するとともに、みどりの保全・創出を工夫しましょう。
- ☐ 【再掲】 緑地協定の締結による緑地保全・緑化を進めましょう。

③ みどりとのふれあいの推進

- ☐ CSR（企業の社会的責任）活動として、社員・家族参加型のレクリエーションを兼ねた環境保全活動などに取り組みましょう。
 - ☐ 環境関連団体などが実施する緑化運動等の地域の環境保全活動に協力・支援しましょう。
 - ☐ 建築や看板の設置に際しては、街の景観などを損なわないよう十分配慮しましょう。
-

■ 水辺環境の保全・創出と活用

① 河川環境の保全と創出

- ☐ 浄化槽は、定期的に清掃・保守点検・法定検査を受けましょう。
- ☐ 市民団体などの清掃美化活動に協力・支援しましょう。
- ☐ 事業の実施に伴い汚水の発生がある場合は、最新の排水処理技術の導入や排水処理施設の適正な管理などにより発生負荷量の抑制に努めましょう。

② 海域環境の保全と創出

- ☐ 【再掲】 市民団体などの清掃美化活動に協力・支援しましょう。
- ☐ 【再掲】 建築や看板の設置に際しては、街の景観などを損なわないよう十分配慮しましょう。
- ☐ 【再掲】 浄化槽は、定期的に清掃・保守点検・法定検査を受けましょう。
- ☐ 【再掲】 事業の実施に伴い汚水の発生がある場合は、最新の排水処理技術の導入や排水処理施設の適正な管理などにより発生負荷量の抑制に努めましょう。

③ 水とのふれあいの推進

- ☐ 市や環境関連団体などが実施する自然観察会や自然環境調査等に協力しましょう。
-

■ 生物多様性の保全・再生と活用

① 生物多様性の保全・再生

- ☐ 特定外来生物や有害鳥獣に関する正しい知識を身につけ、生態系に被害を及ぼさないようにしましょう。
- ☐ 地域固有の生態系を保全するため、本来その地域に生息しない動植物は持ち込まないようにしましょう。
- ☐ 【再掲】 開発事業などの実施に際しては、周辺の自然環境を必要以上に壊すことのないように十分配慮するとともに、みどりの保全・創出を工夫しましょう。

② 生物とのふれあいの推進

- ☐ 【再掲】 市や環境関連団体などが実施する自然観察会や自然環境調査等へ参加や協力をしましょう。
 - ☐ 【再掲】 CSR（企業の社会的責任）活動として、社員・家族参加型のレクリエーションを兼ねた環境保全活動などに取り組みましょう。
-

■ 自然災害の防止と抑止

① 自然災害の未然防止

- ☐ 敷地内に雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設等の設置を検討しましょう。
- ☐ 敷地内のみどりや土の面を確保し保水力を高めましょう。
- ☐ 【再掲】 開発事業などの実施に際しては、周辺の自然環境を必要以上に壊すことのないように十分配慮するとともに、みどりの保全・創出を工夫しましょう。
- ☐ 【再掲】 民有斜面緑地など私有地のみどりの適正な維持管理に努めましょう。

② 自然災害の被害の軽減

- ☐ 雨水貯留施設の設置や再生水の利用に努めましょう。
 - ☐ 耐震補強工事の検討など、施設の災害防止対策を進めましょう。
 - ☐ 災害時に備え、近隣や町内会等との協力体制の確認等を図りましょう。
-

(2) 生活環境の保全・改善のための行動・配慮指針

■ 生活環境の保全・改善

① 大気環境の保全・改善

- ☐ 自動車を運転する際には、エコドライブ（アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制、適切な点検・整備など）を心掛けましょう。
- ☐ 代替フロンの使用量削減を進め、やむを得ず使用する場合には、使用後の回収や再利用を徹底しましょう。
- ☐ 事業の実施に伴い発生する排煙は、最新の排煙処理技術の導入や排煙処理装置の適正な管理などにより環境負荷の低減に努めましょう。

② 水・土壌環境の保全・改善

- ☐ 【再掲】浄化槽は、定期的に清掃・保守点検・法定検査を受けましょう。
- ☐ 【再掲】事業の実施に伴い汚水の発生がある場合は、最新の排水処理技術の導入や排水処理施設の適正な管理などにより発生負荷量の抑制に努めましょう。

③ 化学物質対策の推進

- ☐ 有害化学物質の適正管理・適正処理を徹底し、周辺住民等の健全な生活環境の確保を図りましょう。

④ 歴史的・文化的環境の保全と継承

- ☐ 歴史的文化遺産や伝統行事・伝統芸能について理解を深め、その保全などに協力しましょう。

⑤ その他の生活環境の保全・改善

- ☐ 敷地内でのごみの焼却はやめましょう。
- ☐ 開発や事業などの実施に際しては、騒音などが生じないように心掛けましょう。
- ☐ 臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に設置するとともに、高効率の脱臭装置を設置しましょう。
- ☐ 敷地内の枝や雑草（空き地含む）は、隣接する施設や通行人などの迷惑にならないように、剪定や刈り取りを行いきちんと管理しましょう。
- ☐ 隣家への日照などに配慮し、建物を建築しましょう。

(3) 低炭素社会の構築のための行動・配慮指針

■ 地球温暖化対策の推進

① 温室効果ガスの削減および吸収源の増加

- ☐ リユース・リサイクルしやすい製品や再生資源を利用した製品を選択するグリーン購入を心掛けましょう。
- ☐ 【再掲】代替フロンの使用量削減を進め、やむを得ず使用する場合には、使用後の回収や再利用を徹底しましょう。
- ☐ 【再掲】「民有地緑化支援制度」などを活用し、所有地の道路面・駐車場や所有建築物の壁面・屋上を緑化しましょう。

② 地球温暖化適応策の推進

- ☐ 夏は日差しを和らげ室内を涼しくする「緑のカーテン」を活用してみましょう。
- ☐ 雨水などを利用して、打ち水をしましょう。
- ☐ 【再掲】雨水貯留施設の設置や再生水の利用に努めましょう。
- ☐ 【再掲】敷地内のみどりや土の面を確保し保水力を高めましょう。
- ☐ 【再掲】敷地内に雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設等の設置を検討しましょう。

③ 都市交通に係る環境負荷の低減

- ☐ 電車やバスなどの公共交通機関や自転車利用を心掛けましょう。
 - ☐ 自動車の買い替え時には、ハイブリッド車やEV(電気自動車)など環境負荷の少ない自動車を優先的に購入するよう心掛けましょう。
 - ☐ 地産地消を通じて、輸送に伴うエネルギー消費の削減に貢献しましょう。
 - ☐ 【再掲】自動車を運転する際には、エコドライブ(アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制、適切な点検・整備など)を心掛けましょう。
-

■ エネルギー対策の推進

① 省エネルギー対策の推進

- ☐ 不要な照明はこまめに消しましょう。
- ☐ 電化製品の不必要なつけっぱなしに気を付け、節電タップを利用するなど待機電力を減らしましょう。
- ☐ 照明器具や冷暖房機器などをこまめに掃除しましょう。
- ☐ エレベーターなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。
- ☐ 冷暖房機器の使用にあたっては、適切な温度設定を心掛けましょう。
- ☐ 機材や設備の導入・更新に際しては、省エネルギー型や節水型を選択し、適正に使用しましょう。
- ☐ 省エネ法を遵守し、事業所のエネルギー使用量を把握しましょう。
- ☐ 機械の洗浄や洗車の際には、水の流しっぱなしに気を付けましょう。
- ☐ 業務時間の合理化を図りましょう。
- ☐ 通風性・自然光の有効活用に配慮した設計、断熱材や複層ガラス窓の導入など、省エネルギー性能の高い建築に努めましょう。
- ☐ 電力の見える化に役立つ「ワットモニター」や「省エネナビ」などを使用してみましょう。
- ☐ 温水洗浄便座は、温度を低めに設定し、使わないときはフタを閉めましょう。
- ☐ 【再掲】地産地消を通じて、輸送に伴うエネルギー消費の削減に貢献しましょう。

② 再生可能エネルギーの利用

- ☐ 太陽光発電システムなどの導入を進めましょう。



省エネナビ

(4) 資源循環型社会の形成のための行動・配慮指針

■ ごみの減量化・資源化、適正処理の推進

① ごみの減量化の推進

- ☐ 両面印刷や使用済み用紙の裏面利用を心掛け、紙の節約に努めましょう。
- ☐ 長く使えて修理しやすい部品や製品の購入に努めましょう。また、製造業者は長持ちする製品づくりに努め、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品の開発に努めましょう。

② ごみの資源化の推進

- ☐ 分別回収を徹底し、リサイクルの推進に努めましょう。
- ☐ 【再掲】 リユース・リサイクルしやすい製品や再生資源を利用した製品を選択するグリーン購入を心掛けましょう。

③ ごみの適正処理の推進

- ☐ ごみを出すときは、正しく分別して出しましょう。
 - ☐ 建築廃材の適正な処理に努めましょう。
 - ☐ 【再掲】 代替フロンの使用量削減を進め、やむを得ず使用する場合には、使用後の回収や再利用を徹底しましょう。
 - ☐ 【再掲】 敷地内でのごみの焼却はやめましょう。
-

(5) 市民、事業者、市の協働による環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合のための行動・配慮指針

■ 環境教育・環境学習の推進

① 環境教育・環境学習の推進のための体制づくり

- ☐ 社員が、事業活動のあらゆる場面において、環境への配慮ができるよう、環境の保全に関する研修を実施しましょう。
- ☐ 環境に関する専門的知識や経験を有する「環境教育指導者」の出前授業を受けてみましょう。

② 環境教育・環境学習の機会の充実

- ☐ 市や環境関連団体などが主催する環境学習会などへ協力・支援しましょう。
- ☐ 【再掲】社員が、事業活動のあらゆる場面において、環境への配慮ができるよう、環境の保全に関する研修を実施しましょう。

■ 経済・社会活動との調和

① 環境と調和した経済活動の推進

- ☐ 開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入する「フェアトレード」を推進しましょう。
- ☐ 【再掲】地産地消を通じて、輸送に伴うエネルギー消費の削減に貢献しましょう。

② 環境と調和した社会活動の推進

- ☐ I S O 14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得など、環境保全のための体制づくりや仕組みづくりに取り組みましょう。
- ☐ 海外の環境問題の改善に協力するため、人材の派遣や研修の受け入れ等に努めましょう。
- ☐ 【再掲】C S R（企業の社会的責任）活動として、社員・家族参加型のレクリエーションを兼ねた環境保全活動などに取り組みましょう。
- ☐ 【再掲】環境関連団体などが実施する緑化運動等の地域の環境保全活動に協力・支援しましょう。
- ☐ 【再掲】開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入する「フェアトレード」を推進しましょう。

C S R (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任)

企業の社会的責任というと、有用な製品やサービスの提供、株主配当、雇用の創出、納税などを思い起こしますが、近年はこれに加えて情報公開、環境への配慮、地域社会への貢献、雇用の機会均等、人権に対する配慮などを含めて「C S R (企業の社会的責任)」と呼んでいます。

C S Rの理念は、企業が社会的責任を果たすことによって持続可能な社会づくりに貢献するとともに、企業は社会的な信頼を得ることによって長期的に事業を継続させることができる、というものです。

社会的責任というと義務的に思われますが、法令で定められたこと以外に自主的な行動も含まれます。2010年(平成22年)11月にはC S Rの国際規格であるI S O 26000「社会的責任に関する手引」が発行され、その中で7つの中核主題と36の実践課題が明記されています。

現在有名企業を中心に「C S R 報告書」が定期的に作成され、自社のC S Rに係る規約、目標、行動指針、実践報告などを公表しています。C S R 報告書に掲載されている環境配慮、地域社会への貢献に関する実践例として以下のようなものがあります。

事例 ① 子どもたちに豊かな自然を(機械製造業)

子どもたちの未来に多様な生き物が生息する豊かなふるさとを残すため、環境保全活動および環境教育を各地で展開しています。この取り組みには現地のN P O 法人や地域住民、従業員とその家族、取引先などのステークホルダーが参加します。具体的には森林の整備活動や棚田の保全活動、耕作放棄地の再生、干潟の清掃活動などを行っています。

事例 ② 地球環境に配慮した教材(楽器製造業)

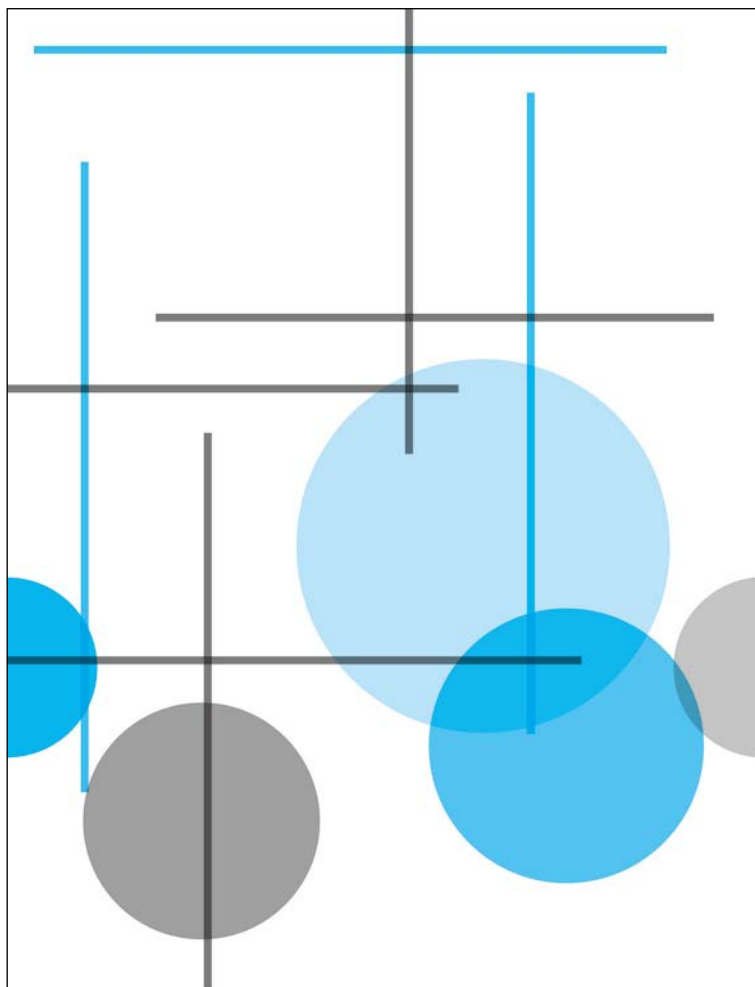
学校の音楽教育で使用されるリコーダーの素材に、バイオマス由来の樹脂を使用することに成功。化石資源と違い再生産が可能な植物由来の素材を使用しているため二酸化炭素排出量の削減につながります。子どもたちにとっては身近な教材から環境への配慮を学ぶことができるとともに、メーカーにとっては環境配慮製品の開発促進、教育楽器市場での差別化といったメリットが期待できます。

事例 ③ 布切れをあつめて遊具に(飲料製造業)

従業員が持ち寄って裁断した布を、カンボジアで支援活動をするN P O 法人に寄贈する取り組み。布は現地で人形やボールに加工され子どもたちの遊具になります。カンボジアは内戦で30代以上の男性が少なく、この遊具づくりが家計を支える保護者の貴重な収入源になっています。



資料編



3 環境基準等について

環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、大気、水質、土壌及び騒音について環境基本法に基づき国が定めたものです。なお、振動や悪臭に環境基準はありません。

(1) 大気環境基準

■ 大気汚染に係る環境基準	
二酸化硫黄(SO ₂)※1	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)※1	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること
一酸化炭素(CO)※1	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
■ 有害大気汚染物質に係る環境基準	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
■ 微小粒子状物質に係る環境基準	
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること

※1 短期的評価と長期的評価の両方が定められている項目は、本計画では、長期的評価により判断する。

資料： 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月、環境庁告示第4号)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月、環境省告示第33号)

(2) 水質環境基準

表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考) 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、その測定結果が定量限界を下回することをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料： 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)別表1 人の健康の保護に関する環境基準

表 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（抜粋）

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
B	水道3級、 水産2級など	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	鷹取川※1 平作川
C	水産3級、 工業用水1級など	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	松越川及び 主な中小河川

備考) 基準値は、日間平均値とする。

(注) 1 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

2 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

3 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

※1 鷹取川の大腸菌群数については、基準適用なし。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）別表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

表 生活環境の保全に関する環境基準（海域）（抜粋）

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域 (横須賀市)
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、 自然環境保全など	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。	相模湾 (小田和湾)
B	水産2級、 工業用水など	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと。	東京湾 (大津湾、 浦賀港内、 久里浜港内)
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	東京湾 (夏島沖)

備考) 基準値は、日間平均値とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）別表2 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域 (横須賀市)
		全窒素	全燐	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	東京湾 (夏島沖)

備考) 基準値は、年間平均値とする。

(注) 1 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

2 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）別表2 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域 (横須賀市)
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	東京湾 (夏島沖)
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	東京湾 (大津湾)

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)別表2 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 備考) 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、その測定結果が定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月、環境庁告示第10号)

(3) 土壌の環境基準（農用地を除く。）

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
有機燐(りん)	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒(ひ)素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下

備考) 1 「検出されないこと」とは、その測定結果が定量限界を下回ることをいう。

2 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月、環境庁告示第46号）

(4) ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

(5) 騒音・振動の環境基準等

表 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	昼 間	夜 間	地域の種類の該当地域
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

表 騒音に係る環境基準（道路に面していない地域）（抜粋）

地域の類型	昼 間	夜 間	地域の種類の該当地域
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 その他の地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

（注）騒音の測定方法：日本工業規格 Z 8731 に定める測定方法

表 振動の要請限度

区域の区分	時間	8:00～19:00	19:00～8:00
第1種区域 ^{※1}		65デシベル	60デシベル
第2種区域 ^{※2}		70デシベル	65デシベル

※1 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途の定めのない地域

※2 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

振動の要請限度は、道路周辺の生活環境が著しく損なわれたと認められるときに道路管理者及び都道府県公安委員会への道路交通振動の防止等の措置を要請する国が定めた基準。

(6) 悪臭防止法による臭気指数規制基準

	第1種区域※1	第2種区域※2
敷地境界	臭気指数10	臭気指数15
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に規定する方法により算出して得られる臭気排出強度又は排出気体の臭気指数	
排出水	臭気指数26	臭気指数31

規制対象地域は農業振興地域を除く横須賀市全域

※1 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域

※2 第2種区域：第1種区域以外の区域

悪臭防止法による規制基準は、事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）についての工場・事業場に対する規制基準。

5 中間見直しの体制

(1) 横須賀市環境審議会

環境基本条例第22条に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について審議するために設置する組織で、学識経験者、事業者、市民（公募）などから構成されています。本計画の中間見直しにおいては、市長の諮問を受け、内容について専門的・総合的に審議を行いました。

■ 横須賀市環境審議会委員名簿（2016年（平成28年）3月現在）

（敬称略、五十音順）

氏 名	選出区分	役 職 等	在任期間※
岩 澤 義 雄	市民	市民（公募）	平成25年10月1日～
内 海 麻 利	学識経験者	駒澤大学教授	平成26年4月1日～
太 田 議	事業者	横須賀市漁業振興協議会	平成25年10月1日 ～平成27年9月30日
奥 真 美	学識経験者	首都大学東京教授	平成25年10月1日～
刑 部 真 弘	学識経験者	東京海洋大学大学院教授	平成25年10月1日～
加田野 秀 子	学識経験者	津久井小学校校長	平成27年10月1日～
菊 池 匡 文	事業者	横須賀商工会議所	平成25年11月19日～
岸 由 二	学識経験者	慶應義塾大学名誉教授	平成25年10月1日～
交 告 尚 史	学識経験者	東京大学大学院教授	平成25年10月1日～
境 賢 二	市民団体	横須賀市地球温暖化対策 地域協議会会長	平成25年10月1日 ～平成27年6月30日
◎猿 田 勝 美	学識経験者	神奈川大学名誉教授	平成25年10月1日～
島 野 武 久	事業者	J Aよこすか葉山	平成26年7月1日～
志 村 和 彦	学識経験者	城北小学校校長	平成25年10月1日 ～平成27年9月30日
高 梨 雅 明	学識経験者	(一社)日本公園緑地協会研究顧問	平成25年10月1日～
高 橋 弘 二	学識経験者	技術士	平成25年10月1日～
中 村 眞	市民	市民（公募）	平成25年10月1日～
野 崎 章 子	市民	市民（公募）	平成25年10月1日 ～平成27年9月30日
福 本 憲 治	事業者	横須賀市漁業振興協議会	平成27年10月1日～
藤 澤 浩 子	市民	市民（公募）	平成27年10月1日～
星 名 美 幸	市民	市民（公募）	平成27年10月1日～
○松 本 安 生	学識経験者	神奈川大学教授	平成25年10月1日～
元 木 実	市民団体	横須賀市地球温暖化対策 地域協議会会長	平成27年7月1日～

◎：委員長 ○：委員長職務代理者

※在任期間は諮問時（2014年（平成26年）10月8日）の任期からとしています

（２）環境総合政策会議

環境基本条例第12条に基づき、市長、副市長および各部長などで構成する庁内組織です。本計画の中間見直しにおいては、庁内での各計画との整合や、指標および施策の方向の内容などについて庁内合意を行いました。

■ 環境総合政策会議委員名簿

所属・職名		
市長（委員長）		副市長（副委員長）
上下水道局長	教育長	政策推進部長
政策推進部担当部長 （渉外担当）	総務部長	財政部長
財政部担当部長 （市税担当）	市民安全部長	市民部長
福祉部長	健康部長	こども育成部長
環境政策部長	資源循環部長	経済部長
経済部担当部長 （観光担当）	都市部長	土木部長
港湾部長	上下水道局経営部長	上下水道局技術部長
消防局長	市議会事務局長	教育委員会事務局 教育総務部長
教育委員会事務局 学校教育部長	選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長

（３）環境総合政策会議環境基本計画推進部会

環境総合政策会議環境基本計画推進部会設置要綱に基づき、関係課長で構成する庁内組織です。本計画の中間見直しにおいては、庁内での各計画との整合や、指標および施策の方向の内容などについて検討を行いました。

■ 環境総合政策会議環境基本計画推進部会委員名簿

所属・職名		
環境政策部環境企画課長（部会長）		環境政策部自然環境共生課長（副部会長）
政策推進部政策・自治基本条例担当課長		財政部財政課長
市民部市民生活課長	環境政策部環境管理課長	環境政策部公園管理課長
環境政策部公園建設課長	資源循環部資源循環総務課長	資源循環部資源循環推進課長
経済部農林水産課長	都市部都市計画課長	都市部市街地整備景観課長
土木部河川課長	港湾部港湾企画課長	上下水道局経営部 施設計画担当課長
教育委員会事務局教育総務部 生涯学習課長	教育委員会事務局教育総務部 博物館運営課長	教育委員会事務局学校教育部 教育指導課長

6 中間見直しの経緯

年 月	検討会議など
2014年(平成26年)10月	・ 第52回横須賀市環境審議会 (10/8) 「横須賀市環境基本計画(2011～2021)の中間見直しについて」諮問
2015年(平成27年)1月	・ 第53回横須賀市環境審議会 (1/22) ・ 第3回環境総合政策会議環境基本計画推進部会 (1/30)
2015年(平成27年)3月	・ 第17回環境総合政策会議 (3/18) 「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」中間見直し骨子(案)を報告
2015年(平成27年)5月	・ 第54回横須賀市環境審議会 (5/25)
2015年(平成27年)8月	・ 第55回横須賀市環境審議会 (8/11)
2015年(平成27年)9月	・ 第56回横須賀市環境審議会 (9/25)
2015年(平成27年)10月	・ 第4回環境総合政策会議環境基本計画推進部会 (10/7)
2015年(平成27年)11月	・ パブリック・コメント手続の実施 (11/11～12/1) ご意見等の提出はありませんでした
2015年(平成27年)12月	・ 第57回横須賀市環境審議会 (12/18)
2016年(平成28年)1月	・ 第5回環境総合政策会議環境基本計画推進部会 (1/25)
2016年(平成28年)3月	・ 第58回横須賀市環境審議会 (3/7) 「横須賀市環境基本計画(2011～2021)の中間見直しについて」答申 ・ 第19回環境総合政策会議 (3/17) 「横須賀市環境基本計画(2011～2021)－中間見直し－」の庁内合意

7 諮問・答申

(1) 諮問

横 環 企 第 47 号
平成26年(2014年)10月 8 日

横須賀市環境審議会委員長 様

横須賀市長 吉 田 雄 人

「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」の中間見直しについて（諮問）

横須賀市では、環境基本条例（平成 8 年 3 月 27 日横須賀市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 23 年 3 月に「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」を策定し、環境行政を推進しています。

しかしながら、計画策定後の環境や社会経済情勢の変化に対応するため、現状に即した実効性のある計画とする必要があります。

このため、条例第 9 条第 5 項の規定により準用する第 3 項に基づき、「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」の中間見直しを行うにあたり、貴審議会の意見を求めます。



吉田市長から猿田委員長への諮問

(2) 答申

平成 28 年(2016 年) 3 月 7 日

横須賀市長 吉 田 雄 人 様

横須賀市環境審議会
委員長 猿 田 勝 美

「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」の中間見直しについて(答申)

環境基本条例第 9 条第 5 項の規定により準用する第 3 項に基づき、平成26年(2014年)10月 8 日付け横環企第47号にて諮問された標記の件について、当審議会では 7 回の審議会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、「横須賀市環境基本計画(2011～2021)－中間見直し－(案)」として取りまとめましたので、別添のとおり答申いたします。



猿田委員長から吉田市長への答申

8 環境基本条例

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第8条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第9条～第21条）

第4章 環境審議会（第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

私たちのまち横須賀は、三浦半島の中央部にあって、三方を海に囲まれており、首都圏に位置しながら比較的豊かなみどりと温暖な気候に恵まれています。そして、私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の保全等に係る問題など地球的規模の環境問題も多様化しています。これらの問題は、このままでは更に拡大し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

もとより、すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

市民、事業者及び市は、この原則に基づき、生命及び生活の基盤となる限りある環境を守るため、環境の尊さを認識し、環境に対し調和と節度の心を持って、一体となって協働して行動しなければなりません。

この決意をもって、環境の保全及び創造により、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受できる横須賀を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、行動の原則を基本理念として定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（他の条例との整合）

第2条 市は、この条例が本市の環境政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

（定義）

第3条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

- 第4条 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市が資源としての環境の有限性を認識し、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受することができるよう行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働により、行わなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造については、地球的規模の環境問題を市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえて行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市との協働に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市民及び市との協働に配慮しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念に基づき、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、市民及び事業者との協働により、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

第8条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本として環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するものとする。

- (1) 丘陵地及び斜面地の緑、自然海岸、自然島等の自然の豊かさ並びにがけ地、活断層等の自然の厳しさが共存する本市の自然環境に配慮して、人と自然が安全で安心して豊かに共生する環境を保全し、及び創出すること。
- (2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会及び低炭素社会を構築すること。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、横須賀市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、第22条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境への配慮等)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市長は、前項の配慮を適切に実施するために、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全及び創造をするために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(総合調整等)

第12条 市は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行うことにより、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進するものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある市の施策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)

第14条 市は、廃棄物の処理施設及び公園、緑地等の整備を推進するものとする。

(水環境の保全等)

第15条 市は、水環境の保全及び再生に資するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖するための良好な水辺地の確保
- (2) 人と水とのふれあいを図るための施設の整備
- (3) 水質の保全及び改善に資するための下水道施設の整備及び合併処理浄化槽の普及の促進

(水循環の健全化等)

第15条の2 市は、水循環(水循環基本法(平成26年法律第16号)第2条第1項に規定する水循環をいう。)の健全化に資するよう、流域における水の貯留及びかん養機能の維持及び向上を図るために必要な施策の実施並びに流域の管理を行うために必要な体制の整備等による関係者相互の連携及び協力の推進に努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成及び相互交流の機会の拡充並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実を図るものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

第22条 環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(この条例の見直し)

第23条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、平成23年4月1日後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成8年7月25日規則第45号により平成8年8月1日から施行)

附 則(抄)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

9 用語集

【ア】

赤潮

プランクトンが爆発的に増殖し、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。閉鎖性水域において夏季に起きやすく、窒素、リンなどによる富栄養化が原因とされる。

アマモ場

藻（も）場とは、沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所を指し、アマモ場とは、主として種子植物であるアマモなどの海草（seagrass）により形成される藻場を指す。

【イ】

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出される。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。

一酸化炭素（CO）

重油やガソリンなどが不完全燃焼した場合に発生する無色無臭の有毒ガスであり、自動車の排出ガスが主な発生源で環境を汚染する物質の1つである。

【ウ】

雨水浸透施設

雨水を地中に浸透させる雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水浸透舗装（浸透性アスファルトなど）の施設を指す。浸水被害の抑制や地下水の保全を目的としている。

【エ】

エコツーリズム

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方。

【オ】

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄および、2015年（平成27年）4月1日から三ふっ化窒素が追加され、7物質となっている。

【カ】

カーボンフットプリント

商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を二酸化炭素に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み。

事業者と消費者の間で二酸化炭素排出量削減行動に関する「気づき」を共有し、「見える化」された情報を用いて、消費者がより低炭素な消費生活へ自ら変革していくことなどを目指している。

海岸保全施設

高潮・波浪などの海岸災害から背後の人命や財産を守る役割を担う施設であり、防波堤、消波工、人工リーフ（潜堤）、水門、内部護岸などがある。

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸素量をいい、mg/Lで表す。生物化学的酸素要求量（BOD）とならんで、水質汚濁の目安となる指標。

河川流域・集水域

一定の区域内に降水が流入する範囲。水系と流域は、よく似た概念だが流域が面的な広がりを表すのに対し、水系は水の線的なつながりを表している。なお、谷戸は小さな流域の例。

活断層

断層のうち最近の地質時代（数十万年位の間）に繰り返し地震を発生した形跡があり、今後も地震発生の可能性があるもの。

環境アセスメントおよび公有水面埋立に係る法令

環境アセスメントとは「環境影響評価」のことであり、環境影響評価法では、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測、評価を行い、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、環境影響を総合的に評価することをいう。

また、公有水面埋立法においては、河川、海、湖沼などの公共の用に有する水流または水面は国の所有に属するものとされており、埋立の際には許可申請の書類の届出などが必要とされている。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、環境基本法に基づき行政上の具体的目標として定めたもの。

なお、ダイオキシン類の環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法により「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められている。

環境ナビゲーションシステム

横須賀市では、民間事業者が実施する開発や行政が主体となる大規模な開発は環境にさまざまな影響を及ぼす可能性があることから、開発行為などを実施する事業者が、環境特性から開発地域の配慮事項を検索できるように、全国で初めて開発した本市独自のシステム。

【キ】

近郊緑地特別保全地区

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、近郊緑地保全区域の緑地の中で、樹林地等に類する土地が特に良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地の区域で、それを保全するため、都市計画法の地域地区として都市計画決定される。地区内では建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区をいう。指定後の行為制限、買取条件などについては、都市緑地法の「特別緑地保全地区」と同じ。

近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため、国土交通大臣により指定された土地の区域。

【ク】

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

グリーンバンク事業

本市で現在進めている事業で、家庭で不要になった樹木を受け入れ、必要とする市民に配布する事業。

【コ】

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、一定レベル以上の汚染の下で紫外線により光化学反応をおこし、生じた物質。

光化学スモッグ

光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のこと。

合流式下水道

下水を排除する方法の一つで、汚水と雨水を一緒に集めて下水処理場で処理する方法のこと。

港湾緑地

臨港地区や港湾区域など、港湾施設としての公園・緑地。

【サ】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

【シ】

CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibility の頭文字をとったもの。

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

自然保護奨励金交付制度

自然保護に協力している県立自然公園、自然環境保全地域内などの土地所有者などに交付するものであり、神奈川県では、造林補助金などを利用して自ら森林整備を行った場合に奨励金を交付することとしている。

市民緑地

土地所有者からの申し出により、300 m²以上の土地について、市民利用など土地の公開を前提として市と契約を結び、市が管理を行うもの。

臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもので、採取した試料を無臭空気（または無臭水）で希釈し、においを感じなくなるまでの希釈倍率により算出した指数。

悪臭防止法においては、特定悪臭物質（22 種類）の濃度規制および臭気指数での規制が盛り込まれている。

充電ステーション

E V（電気自動車）やハイブリッド車、電動二輪車のために充電サービスを提供する設備。

循環型社会

廃棄物の増大と限りある天然資源の浪費を防ぎ、将来においても持続可能な社会を構築するため、資源の循環を促し、環境への負荷を少なくする社会システムのこと。2000 年(平成 12 年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、(1) ゴミを出さない、(2) 出たゴミはできるだけ利用する、(3) どうしても利用できないゴミはきちんと処分する—の 3 つを提示している。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会をつくるための基本原則を定めた法律。国、地方公共団体、事業者および国民の役割・責務を明記し、循環型社会形成推進基本計画を策定するなどして、循環型社会形成を推進する。本法では、リデュース（廃棄物の発生抑制）→リユース（再使用）→リサイクル（再生利用）→熱回収→適正処分という処理の優先順位を明確にし、廃棄物などのうち有用なものを循環資源とした。また、製品の生産者は製品の再利用や処理についても責任を負うという拡大生産者責任の原則が規定された。

【ス】**水系**

川の流れによって代表される、地表面の水の流れの系統。

3 R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の頭文字をとったもので、3 R 活動の推進により、ゴミを減らし、資源として再利用して循環型社会の形成を目指す。

【セ】**生産緑地地区**

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市景観の形成を図るため指定されるもの。

都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水の汚濁の度合を表す指標。水中の有機物が好気性微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量をいい、mg/L で表す。値が大きいほど水中に有機物が多く、水が汚れていることを示す。

生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成。

【タ】**ダイオキシン類対策特別措置法**

ダイオキシン類による環境の汚染の防止およびその除去などを図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量（TDI）および環境基準の設定とともに、大気および水への排出規制、汚染土壌に係る措置などを定めた法律。ダイオキシン類が、人の健康や生命に重大な影響を与えるおそれがある物質であると社会的に問題化したことを受けて制定されたもの。

なお、同法における「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの 3 種類である。

太陽光発電システム

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連系型と、バッテリーに発電した電気をためながら使う独立系型のふたつのシステムに分かれている。

高潮

台風または低気圧などによって潮位が上昇する現象のことで、風津波、暴風津波ともいう。主に気圧の低下による海水の「吸い上げ効果」と、風による海水の「吹き寄せ効果」によって発生する。

多自然型河川施設

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川施設。

具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向などの連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元などを目標としている。

【チ】

地球温暖化

温室効果ガスの増加により、地球の気温が上がって自然のバランスがくずれる現象。温室効果ガスは、今後も増加することが予想され、このままでは平均地上気温が 1990 年から 2100 年までの間に 1.4～5.8℃上昇し、地球規模の乾燥化などの気候変動、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響などが懸念されている。

窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称。主に石炭、石油の燃料などが高温で燃焼するときに酸化され発生する一酸化窒素（NO）と、大気中で一酸化窒素が徐々に酸化した二酸化窒素（NO₂）のことである。ボイラーなどを設置する工場や自動車などから発生する。紫外線の作用を受けて炭化水素と反応し、特殊な気象条件のもとで光化学スモッグの主因物質になったり、雨に溶けると酸性雨の原因ともなる。

【テ】

低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指すこととされている。

適応策

地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

【ト】

東京湾外湾

観音崎を挟んだ南側の海（観音崎～富津岬の線と、剣崎～洲崎を結んだ線の内側）のこと。

東京湾内湾

観音崎を挟んだ北側の海（観音崎と富津岬を結んだ線の内側）のこと。「横須賀港港湾環境計画」においては、追浜地区から新港地区を「再生のエリア」、新港地区から走水地区を「活生のエリア」と位置付けている。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において指定される、外来生物（海外起源の外来種）の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律。

【ヒ】

ヒートアイランド

都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

光害

良好な照明環境の形成が漏れ光（照明器具から照射される光のうち、その目的とする照明対象範囲外に照射される光）によって阻害されている状況またはそれによる悪影響。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm（マイクロメートル：1000 分の 1 mm）以下の粒子の総称である。

主な発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものがある。

【フ】

フェアトレード

途上国との公正貿易のことで、途上国で生産された環境への影響が少ない生産物を適正な価格で購入することにより、途上国における雇用の確保と生産者の生活の安定を促し、技術力の向上と経済的な自立を進める活動。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ （マイクロメーター：1000 分の 1mm）以下の物質のこと。人工的な発生源として自動車、工場、鉱山など、自然的な発生源として火山噴火物土砂のまきあげなどがあり、その成分は多種多様である。

【モ】

猛暑日

一日の最高気温が摂氏 35°C 以上になる日のこと。

【ヤ】

夜間電力

夜間に発電される電力のこと。夜間電力を利用すると昼間の電力消費量のピークをカットでき、電力需要の負荷を平準化して電力設備を効率よく活用することが可能になる。

【ユ】

有害化学物質

人間の健康や生態系などに悪影響を及ぼす化学物質の総称。現時点において、種類や使用量、人や環境への影響などが十分に把握されていない物質も数多くある。

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のこと。科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされている。該当する可能性のある物質として 248 種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として 23 種類がリストアップされている。

有害鳥獣

人間生活に対し、生命的・経済的に害を及ぼす鳥獣のこと。鳥獣本来の食性によって、人、家畜、農作物、樹林、農林水産物などを食害するものが大部分である。

有用微生物群（EM）

腐敗を抑制し発酵を促す乳酸菌や酵母、汚染物質を取り込み浄化する光合成細菌を主体とした安全で有用な微生物の共生体。

【ヨ】

横須賀EV創生 project

EV（電気自動車）の本格普及を進めるため、2015 年（平成 27 年）6 月 3 日に日産自動車株式会社と締結した連携協定。

この協定により、他自治体の規範となるような先進的な取り組みを検討・実行し、EV（電気自動車）本格普及のムーブメントを創生することを目指す。

よこすかエコポイント

環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーへの意識向上を目的に、2013 年度（平成 25 年度）から開始された。

市内の住宅に太陽光発電システム等を設置した人に、商品と交換できるエコポイント券を発行。

横須賀市環境学習プログラム

2008 年（平成 20 年）3 月に策定された「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づく環境学習プログラム。

市内の環境資源や施設などを活用し、環境に対する興味や関心を持つ「きっかけづくり」として、また、幅広く環境に関する知識や経験を深めるため、地域や学校などで利用できるプログラム。

【リ】

リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を関係者で共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

緑地協定

「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

緑被率

樹木や草地など植物で被われた土地の占める割合。

横須賀市環境基本計画(2011～2021)
—中間見直し—

発行年月	2016年(平成28年)3月
編集・発行	横須賀市環境政策部環境企画課 〒238-8550 横須賀市小川町11番地 電話：046-822-9661 FAX：046-821-1523 E-mail：ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp
ホームページ	http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/plan_kankyou/2011index.html

横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

横須賀市環境基本計画 (2011～2021)

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成27年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料Aランクのみを用いて製作しています。

この冊子は800部作成し、1部あたりの印刷経費は 1,159 円です。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。